

富士オフィス&ライフサービス事業案内

安心とゆとりの、心豊かな シニアライフを応援します

富士電機のOBの皆さまへ

「ライフサポート保険シニア」のご案内

旧「安心くらぶ」・「団体病氣入院保険」・「団体ゴルファー保険」・「団体がん保険」を
名称変更し、「ライフサポート保険シニア」として生まれ変わりました！

団体割引が適用されて保険料割安！



保 険

に関するご案内

不 動 産

に関するご案内

生活支援

に関するご案内

「生活関連事業」のプロ集団からのご案内

当社事業のご案内を一冊に集約しました。

内容をご確認いただければ、必ずお役に立てることがあると、信じております。

この冊子を1年間保存されて必要に応じて、ご用命賜りますようお願い申し上げます。

ご 挨拶

拝啓 梅花の候、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引き立てを賜り、ありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、本年も富士オフィス&ライフサービス株式会社の『事業案内』(平成29年度版)を送付させていただきますので、ご高覧賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

弊社は、富士電機株式会社のサービス会社として、保険、不動産、旅行、人材派遣、介護福祉、およびオフィスに関わる様々なサービスを従業員・ご退職者の皆様をはじめ、多くのお客様にご提供させていただいております。

保険関係につきましては、今年度より永年親しまれて参りました『安心くらぶ、病気入院保険』の名称を、『ライフサポート保険シニア』にリニューアル致します。また、【傷害コース】に付帯します個人賠償責任保険部分について、昨今の高額判例事例が相次いでいることに鑑み、保険金額を国内事故1億円から無制限にパワーアップさせていただきます。これに伴い保険料が年間で90円アップとなりますが、何卒ご了承賜りますようよろしくお願い申し上げます。自動車保険は昨年に引き続き、今年度も団体扱割引率30%が適用されますので、是非ご利用ください。

不動産関係につきましては、新築・中古物件の仲介・賃貸・リフォームなど不動産全般について幅広く取り扱っております。また各種特典やメリットがご享受いただける『生活イエローページ』をご案内させていただいておりますので、併せてご利用をお願い致します。

介護福祉サービス関係につきましては、埼玉・栃木・長野・東京の各都県にサービス拠点『ひまわり館』を設置し、主に介護福祉用具のレンタルを中心とした地域密着のサービス展開を行っておりますとともに、全国5か所に『あんしん館』という名称で安心と感動をモットーとした介護サービスをご提供させていただいております。

その他、旅行関係につきましては、切符や宿泊の手配、各種団体・パッケージ旅行のお取り扱いも申し受けております。事務サービス関連といたしましては、印刷物・製本・編集などのサービスも承っておりますので、是非ご用命の程宜しくお願い申し上げます。

また、各種サービス・情報の発信として、『FOLSガーデン』を運営しております。『FOLSガーデン』に会員登録を頂いた方には、定期的に弊社の各種サービス情報をメール等でご案内させていただきますので、是非、会員登録をお願い致します。なお、ご登録につきましては、同封の入会用紙に必要事項をご記入いただき、返信用封筒でお戻し頂ければ幸甚に存じます。

末筆ではございますが、皆様のますますのご健勝とご繁栄を心よりお祈り申し上げます。

敬具

平成29年1月吉日
富士オフィス & ライフサービス株式会社
取締役社長 杉浦 篤

個人情報保護基本方針・個人情報に関する利用目的について… P4

保険に関するご案内 ……P5～P27

突然のケガや病気に対する備えや、日本人の死亡原因のトップである「がん」と闘うための備え、また、我が国は、世界一の長寿国となり、長生きに対する備えなど、様々なリスクに対する備えのお手伝いをさせていただきます。

保険商品概要説明・各種保険のお申し込み方法等に関しては、P27～P51をご覧ください。



不動産に関するご案内 ……P52

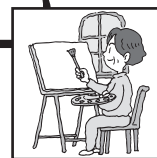
不動産に関する当社の特典をご案内します。

売買・相続・資産運用等、土地・建物に関するご相談を承ります。



福祉用具に関するご案内……P53～P54

埼玉県・栃木県・長野県・東京都の各「ひまわり館」で、地域密着型の福祉用具に関する各種サービスをご提供させていただきます。



生活支援（介護）に関するご案内 ……P55

富士ライフケアネット株式会社では、地域社会に貢献する介護サービスを行っています。通所介護や訪問介護サービスなど、長寿社会に対応したご支援を行っております。



各部門へのお問い合わせについて ……P56

富士オフィス&ライフサービス ホームページ

<http://www.fujielectric.co.jp/fols/>

(ログインID：fuji パスワード：fe にてご覧ください)

営業拠点の一覧およびお問い合わせ・ご連絡先は、巻末に記載してあります。

当社の個人情報の取扱いについて

当社は、個人情報の重要性に深く配慮し、その安全管理に取り組むことが企業活動の基本であると同時に、企業の社会的責任であると認識しています。このため、個人情報の適切な保護を行うために、安全管理策を実施しています。この一環として、個人情報の取り扱いを以下のように行いますのでご理解をお願いします。

【個人情報の取り扱い】

1. 個人情報の取得について

当社は、お客様から個人情報をご提供いただく場合には、必要とする趣旨、ご提供いただいた情報の利用目的等を原則としてあらかじめ、お客様に明示します。その趣旨、利用目的等にご同意いただけないお客様は、個人情報の提供をお控え下さい。ただし、その場合、ご利用になる情報サービスによっては、ご利用にならない場合がありますので、あらかじめご了承下さい。

2. 個人情報の利用について

当社は、お客様からご提供いただいた個人情報を、お客様ご本人の同意がある場合または法令により認められる場合を除き、公表、通知またはあらかじめご同意いただいた趣旨、利用目的等の範囲内のみで利用させていただきます。この範囲を超えてお客様の個人情報を利用させていただく場合には、事前にお客様にその目的および利用範囲をお知らせし、ご同意をいただくものとさせていただきます。

3. Cookieの利用について

当社の情報サービスのウェブサイトでは、サイトの利便性の向上、コンテンツの改善を目的に、お客様（の Web ブラウザ）の識別やご訪問されたページの認識等に Cookie（クッキー：ウェブサイトとお客様の Web ブラウザ〔インターネット閲覧ソフト〕との間でやりとりされる情報）を使用しています。該当のウェブサイトでは、Cookie によりお客様のドメイン名を記録していますが、電子メールアドレスをはじめとする個人を特定できるような情報を取得することはありません。Cookie の受け取りを拒否されたいお客様は、お客様の Web ブラウザで受け取り拒否の設定を行うようお願いします。なお、Cookie の受け取りを拒否された場合には、該当のウェブサイトで提供するサービスを十分にご利用にならない場合がありますので、あらかじめご了承下さい。

4. 個人情報の第三者への提供について

当社は、次の場合を除き、お客様からご提供頂いた個人情報を第三者に開示することはありません。

- お客様から第三者への情報開示についてご同意いただいた場合
- 法令等により開示要請を受けた場合

5. 個人情報の安全対策について

当社は、お客様からいただいた個人情報を当社の責任のもとで、不適切な取扱いが行われないよう厳重に管理します。そのため、安全な情報管理を実現するための情報セキュリティ対策（情報の漏洩、改ざん、紛失および不正アクセス等の防止）の改善等の取り組みを行い、お客様の個人情報に対するセキュリティの向上を図っていきます。

6. リンクサイトにおける個人情報について

当社のウェブサイトは当社サイト以外にも、提携するサービス提供者やベンダー等の当社が関係する様々なウェブサイト（以下、関係サイトと言います）にリンクしています。ただし、当社以外のウェブサイトにおける個人情報の取扱いは当社の責に帰するものではありません。

7. 個人情報の管理について責任を有する者

当社で取扱う個人情報の管理について責任を有する者は以下のとおりです。

〒141-0032 東京都品川区大崎一丁目11番2号
富士オフィス＆ライフサービス株式会社
個人情報保護管理責任者
竹井 久雄

連絡先：8 項の「個人情報保護苦情相談窓口」と同じです。

8. 個人情報に関するご相談窓口について

ご本人様または代理人様からの開示、訂正・削除の請求を含め、当社の個人情報の取り扱いに関するご意見、ご質問は個人情報保護苦情相談窓口までお願いします。

◆ 個人情報保護苦情相談窓口 ◆

富士オフィス＆ライフサービス株式会社 総務部
〒141-0032 東京都品川区大崎一丁目11番2号
E-mail x-fols-privacy@fujielectric.com
TEL 03-5435-7311 FAX 03-5435-7503
就業日・就業時間内（9:00～12:00 / 13:00～17:00）また、当社は個人情報保護をさらに強化するために、法令、規範などに従い、規定の制定および管理体制の確立などを内容とした「個人情報保護方針」を定め、役員および従業員に周知徹底し、この方針に従い個人情報の適切な保護に取り組みます。

【個人情報保護方針】

富士オフィス＆ライフサービス株式会社（以下、当社）は、お客様本位の姿勢のもとで多様なサービス事業を営むものとして、個人情報保護法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、番号法）を遵守し社会との信頼関係を深め社会的責任を果たすため、以下の基本方針に従って個人情報を取扱いします。

1. 当社の事業活動で取扱う個人情報および社員の個人情報に関し、個人情報保護法ならびに関係する法令、国が定める指針およびその他の規範を遵守します。
2. 個人情報保護マネジメントシステムを確立し、適切な運用を行い、継続的に改善いたします。
3. 個人情報を取得・利用するにあたり、利用目的を明確にして本人の同意を得た上で取得し、目的の範囲で適切に取扱いします。また、利用目的達成に必要な範囲を超えた個人情報の取扱いを行わないための措置を講じます。第三者への個人情報の開示・提供については、本人の同意がある場合や正当な理由がある場合を除き行いません。なお、特定個人情報の取扱いについては、番号法で定められた範囲内の利用目的に限り収集及び利用を行い、特定個人情報の提供は、法で認められる場合を除き行いません。
4. 個人情報保護の管理体制を構築し、漏えい、滅失またはき損などのリスクに対して合理的な安全対策および是正措置を講じます。
5. 個人情報に関する相談窓口を設置し、個人情報に関するご相談および苦情への対応ならびに個人情報の開示、訂正、削除、利用停止などの請求に対し、誠意をもって迅速に対応いたします。

2016 年（平成 28 年）8 月 1 日制定
富士オフィス＆ライフサービス株式会社
代表取締役社長 杉浦 篤

【個人情報に関する利用目的について】

弊社は、個人情報保護の重要性とおお客様の信頼に基づく責任を十分認識し、個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）その他の関連法令・ガイドラインを遵守して個人情報を厳正・適切に取り扱います。

お客様からご提供頂きました個人情報につきまして、下記のとおり「利用目的」をご案内申し上げます。

●当社の主な事業

【保険代理店業として】

弊社は、保険会社から保険募集業務の委託を受けて取得した個人情報を、損害保険、生命保険およびこれらに付帯・関連するサービスの提供等の保険会社の業務の遂行に必要な範囲内で利用します。

また、弊社は複数の保険会社と取引があり、取得した個人情報を取引のある他の保険会社の商品・サービスをご提案するために利用させていただくことがあります。なお、その他の目的に利用することはありません。

利用目的：弊社が取扱う損害保険・生命保険及びこれらに付帯・関連するサービスの提供

上記の利用目的を変更する場合には、その内容を弊社のホームページ（<http://www.fujielectric.co.jp/fols/insurance/>）により公表します。弊社に対し保険募集業務の委託を行う保険会社の利用目的は、それぞれの会社のホームページ（下記）に記載してあります。

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社（ http://www.aioinissaydowa.co.jp/ ）	アフラック（ http://www.aflac.co.jp/ ）
東京海上日動火災保険株式会社（ http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/ ）	朝日生命保険相互会社（ http://www.asahi-life.co.jp/ ）
損害保険ジャパン日本興亜株式会社（ http://www.sjnk.co.jp/ ）	アクサ生命保険株式会社（ http://www.axa.co.jp/ ）
三井住友海上火災保険株式会社（ http://www.ms-ins.com/ ）	東京海上日動あんしん生命保険株式会社（ http://www.tmn-anshin.co.jp/ ）
	損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社（ http://www.himawari-life.co.jp/ ）
	オリックス生命保険株式会社（ http://www.orix.co.jp/ins/index.html ）

保険代理店業以外の事業における利用目的の内容および上記の利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に対して、原則として書面などにより通知し、または弊社のホームページ（<http://www.fujielectric.co.jp/fols/>）などにより公表いたします。

以上
富士オフィス＆ライフサービス株式会社

保険に関するご案内

保険事業部

OBの皆さまに必要なと思われる補償（保障）をご用意しました。
下記により必要な補償（保障）をご確認いただき、詳細ページで内容・保険料等をご確認ください。

このような方にお勧めします	保険商品名	適用割引等	引受保険会社	掲載ページ
偶然の事故によるケガや賠償責任・携行品損害・救済者費用等に備えたい (ホールインワン・家財の補償も選択加入できます。)	ライフサポート保険シニア 傷害コース [旧安心くらぶ・(団体総合生活保険)]	最大43.75%割引	東京海上日動火災 保険(株)	P7～P10
「病気」による入院・手術・放射線治療に備えたい	ライフサポート保険シニア 疾病コース [旧団体病気入院保険(団体総合生活保険)](注1下記)	最大43.75%割引は 割引率の連算計算によります。 (団体割引25% 損害率による 割引25%)		P11～P12
ゴルフ中のケガや賠償責任、用品損害、ホールインワンに備えたい	ライフサポート保険シニア 団体ゴルファーコース (団体総合生活保険)			P13
日本人の死亡原因のトップである「がん」に手頃な保険料で備えたい	ライフサポート保険シニア 団体がんコース(注1下記)	団体割引25%	損害保険ジャパン 日本興亜(株)	P15～P20
今の補償内容を下げずに自動車保険料を節約したい	自動車保険	富士電機グループ 団体扱割引 30% 団体扱割引30%は保険期間の始期が平成29年2月1日から平成30年1月31日までの契約に適用されます。	東京海上日動火災 保険(株) 損害保険ジャパン 日本興亜(株) あいおいニッセイ 同和損害保険(株)	P21～P22
通院、抗がん剤治療など、現在のがん治療にかかわる心配に幅広く備えたい	「新 生きるためのがん保険Days」 「生きるためのがん保険寄りそうDays」	集団料率適用	アフラック	P23～P25
病気・ケガによる入院・手術に終身備えたい方に	「ちゃんと応える医療保険EVER」			
健康に不安があるが、病気・ケガの入院・手術に終身備えたい方に	引受基準緩和型医療保険 「やさしいEVER」			
その他退職者の皆さまにお勧めの各種保険のご紹介				P26

(注1)「疾病コース」および「団体がんコース」は、1年契約の保険であり、新規加入、継続加入ともに年齢制限がございますのでご注意ください。

【ご注意とお願い】

「ライフサポート保険シニア」の「傷害コース(旧:安心くらぶ)」・「疾病コース(旧:団体病気入院保険)」・「ゴルファーコース(旧:団体ゴルファー保険)」および「団体がんコース(旧:団体がん保険)」の保険料支払い方法は、口座自動引落としとさせていただきます。

これらの保険に新規にご加入される方は、加入依頼書と口座振替依頼書の両方のご提出が必要となります。

お申込みいただきます皆さまには、お手数をおかけしますが、よろしくお願い申し上げます。

なお、昨年以前にこれらの保険にご加入いただき、本年度も昨年と同等の保険内容(タイプまたはコース)で且つ引落口座についても変更のない方は、自動更新となります。

従いまして、加入依頼書・口座振替依頼書のご提出は不要です。

必ずお読みください

重要なお知らせ

1. 商品名称変更

旧：「安心くらぶ」・「団体病気入院保険」・「団体ゴルフ保険」・「団体がん保険」は「ライフサポート保険 シニア」に名称変更となりました。

各補償はそれぞれ「傷害コース」「疾病コース」「団体ゴルフコース」「団体がんコース」として、自由に組み合わせてご加入いただけます。（現在ご加入の方は、各コースにご加入補償が自動移行となり、お手続きは不要です。）

2. 個人賠償責任補償額無制限化

傷害コースに付帯される「示談交渉サービス付個人賠償責任」の賠償額は、昨今の高額賠償事例の増加に対応するため、従来の1億円から安心の「無制限」に変更となります（国外補償は従来通り1億円）。それに伴い、保険料が改定となりますので、詳細を下表にてご確認ください。

ご加入型	「示談交渉サービス付個人賠償責任」の補償額		年間保険料*	
	改定前	改定後	改定前	改定後
本人型 A1（口数タイプ）	国内 1 億円 国外 1 億円	国内：無制限 国外：1 億円	6,100 円	6,190 円
夫婦型 K1 基本コース			27,930 円	28,020 円
個人型 F1 基本コース			13,750 円	13,840 円

※本人型 A1（口数タイプ）は、基本コース（A1）1口＋オプション共通パッケージ（FF）付帯の場合の保険料を表示しております。

※夫婦型 K1・個人型 F1 は、基本コース（ケガに関する傷害＋その他の補償）の場合の保険料を表示しております。

2016 年 10 月 1 日以降始期契約の団体総合生活保険のご加入者様**団体総合生活保険**

29 年 1 月
東京海上日動火災保険株式会社

団体総合生活保険 商品改定のご案内

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素よりお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

弊社では、2016 年 10 月 1 日以降始期契約より、団体総合生活保険について、以下のとおり商品を改定いたします。本改定についてご理解賜りますとともに、引き続きご愛顧を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬 具

① 各補償の改定内容

以下のとおり改定を実施いたします。

改定項目	概 要
【傷害補償】 みなし通院「ギプス等」の定義の明確化	実際に通院していない場合であっても、ギプス等を装着した所定の場合に通院したものとみなして通院保険金をお支払いする「みなし通院」の取扱いについて、「ギプス等」の定義の明確化を行い、保険金のお支払い対象外となる固定具（サポーター、テーピング等）を明記します。
【賠償責任に関する補償】 保険の対象となる方の範囲の改定	個人賠償責任補償特約、受託品賠償責任補償特約等において、賠償事故を起こした保険の対象となる方が責任無能力者の場合に、その方の親権者や法定の監督義務者等を保険の対象となる方に追加します。
【個人賠償責任補償特約】 職務遂行免責の緩和	従来は「職務遂行に直接起因する損害賠償責任」を一律免責としていましたが、ゴルフの競技または指導を職業とする方以外については、ゴルフ中の事故については補償の対象とします。
【携行品特約、住宅内生活用動産特約、受託品賠償責任補償特約】 免責規定の改定	従来補償の対象外としていた「液晶ディスプレイ、プラズマディスプレイ、有機 EL ディスプレイ等の画像表示装置のみに生じた破損等による損害」を補償の対象とします。
【医療補償】 特定疾患保険金特約の難病法改正に伴う改定	難病法の改正に伴い、保険金請求時に提出をお願いする受給者証として、医療受給者証を対象に追加します。また、保険金の支払対象となる疾病を個別に列挙する方式に変更しました（対象となる疾病の範囲は難病法施行前と同一です。）。

② 一部特約・契約方式の販売中止

商品・特約ラインナップの見直しの観点から、以下の特約・契約方式について、販売を停止いたします。

販売中止する特約・契約方式	対象の補償
①特別危険補償特約（特別危険な場合の料率）*1	傷害補償
②特別危険補償特約（運動危険）*1	傷害補償

*1 ①～③の販売中止に伴い、以下の場合に被った傷害等は補償の対象外となります。

- ・山岳登山、スカイダイビング、職務以外での航空機操縦等の危険な運動を行っている間
- ・オートバイ競争選手・自動車競争選手等の危険度の高い職業に従事している間や、自動車等による競技・競争などを行っている間

このご案内は、2016 年 10 月 1 日始期以降の団体総合生活保険の改定の概要を記載したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点がある場合は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

以上
07E1-GJ05-15024-201603

傷害コース

(旧：安心くらぶ)

損害率による割引は天災危険補償部分には適用されません。

**43.75%
割引!**

 団体割引25%
損害率による割引
25%適用

**申込
締切**
平成29年2月28日(火) 必着
**保険
期間**

 平成29年4月1日午後4時から
平成30年4月1日午後4時まで
(以降4月1日から1年間毎の更新)

加入者 富士電機 グループ企業ご退職者本人

**ご加入できる方
(被保険者本人)**

 個人型：富士電機 グループ企業のご退職者本人・その配偶者・子供・ご両親・ご兄弟・
ご退職者本人と同居の親族

保険料払込方法
☐ 口座振替一括払い ☐ 引き落とし日：平成29年6月27日(火)

※団体保険加入者票は5月中旬頃発送予定です。

基本コース(本人型) <タイプ名 A1>

**こんな時は
おまかせください!**

日常生活やスポーツ・交通事故から地震・噴火またはこれらによる津波によるケガまで、様々なケガに対応します!



交通事故で



通勤中に



乗り物の火災で



旅行中に



地震によるケガも

**自動セット
天災危険補償特約**

日本国内外を問わず、地震・噴火またはこれらによる津波によりケガをされた場合に、死亡・後遺障害、入院・手術、通院の各保険金をお支払いします。

※地震・噴火・津波を原因とする特定感染症は補償の対象となりません。

**自動セット
特定感染症補償特約**

 日本国内外を問わず、特定感染症¹を発病したときに、後遺障害・入院・通院の各保険金をお支払いします。

*1 特定感染症の定義については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

(1口から10口まで自由にご加入いただけます。)

1口あたり 保険金額・保険料

ケガで死亡 (死亡・後遺障害保険金)

ケガで死亡されたり後遺障害が生じたとき

100万円
ケガで入院 (入院保険金)

・事故の日から180日以内の入院が対象 ・1事故について180日が支払限度

1,500円/日
ケガで手術 (手術保険金)

*傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

入院中	入院中以外
15,000円	7,500円

ケガで通院 (通院保険金)

・事故の日から180日以内の通院が対象 ・1事故について90日が支払限度

1,000円/日
年払保険料
4,110円

 基本
コース



補償UP! 個人賠償責任 (家族型)

日常生活での偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物を壊してしまったため、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。国内での事故については1億円から安心の無制限に補償額が拡大されました。



※個人賠償責任については日本国内での事故(訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。

示談交渉サービス付き

携行品損害 (本人型)

自宅外で携行している家財が偶然な事故によって損害を受けた場合に保険金をお支払いします。

※自転車、サーフボード、携帯電話、ノート型パソコン、眼鏡、ペット、植物、手形その他の有価証券(小切手は含みません。)、商品・製品等は、補償の対象となりません。



旅行中、誤ってカメラを落とし壊してしまいました!



外出中、ハンドバックをひったくられた!

受託品賠償責任 (家族型)

日本国内で他人から借りた物や預かった物を日本国内外で損壊したり、盗まれたため、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。



※自転車、サーフボード、携帯電話、ノート型パソコン、眼鏡、ペット、植物、手形その他の有価証券、商品・製品等は、補償の対象となりません。

※受託品賠償責任については、示談交渉は東京海上日動では行いません。

救援者費用等 (本人型)

急激かつ偶然な外来の事故により緊急の捜索・救助活動を要する状態となった場合や、ケガにより長期入院した場合等に、これらによって生じた捜索費用や現地へ赴くための交通費・宿泊料等に対して、保険金をお支払いします。



ケガで長期入院する事になり、家族に駆けつけてもらった!



乗っていた船舶が遭難し、捜索救助費用を負担した!

※ご加入は1口のみです。

示談代行サービス付個人賠償責任

補償UP!

受託品賠償責任

携行品損害

救援者費用等

年払保険料

保険金額・保険料表

国内: 無制限 国外: 1億円

10万円

(免責金額5,000円)

10万円

(免責金額5,000円)

200万円

2,080円

「個人賠償責任」「受託品賠償責任」について
補償の【型】は家族型のみ。下記の方々が保険の対象となります。

※ ご本人*1が未成年者または上表の保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、未成年者または責任無能力者の親権者およびその他の法定の監督義務者等も保険の対象となる方に含みます。(未成年者または責任無能力者に関する事故に限ります。)

※ 保険の対象となる方の続柄は損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

① 本補償の保険の対象となる方ご本人(被保険者本人)	② ①の配偶者
③ ①または②の同居の親族*1	④ ①または②の別居の未婚の子*2

*1 6親等以内の血族および3親等以内の姻族をいいます(配偶者を含みません)。

*2 これまでに婚姻歴がないことをいいます。

身の回り損害のオプション補償

オプション②～③は本人型でのお引受となります。

オプション② ホールインワン（本人型）

ホールインワン・アルバトロス費用

日本国内の9ホール以上を有するゴルフ場で、ゴルフプレー中にホールインワンまたはアルバトロスを達成し、慣習として達成のお祝い費用等を負担した場合に保険金をお支払いします。

例えば…

ホールインワンを達成した為、記念品を購入し、
同伴競技者に贈呈した。



タイプ名	KF2
ホールインワン・アルバトロス費用保険金額	50万円
保険料（年払）	3,090円

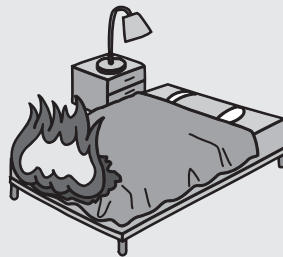
オプション③ 家財（全タイプ共通免責金額5,000円）（本人型）

住宅内生活用動産

日本国内で、自宅内の家財が偶然な事故によって損害を受けた場合に保険金をお支払いします。

例えば…

- ・ 自宅の火災により家財が焼失してしまった。
- ・ 自宅に空き巣が入り、家財が盗難にあった。



タイプ名	F3	F4	F5	F6
住宅内生活用動産保険金額	300万円	500万円	700万円	1,000万円
保険料（年払）	7,300円	9,090円	10,380円	13,650円

※自転車、サーフボード、携帯電話、ノートパソコン、眼鏡、ペット、植物、手形その他の有価証券（小切手は含みません）、商品・製品等は、補償の対象となりません。

現在、旧安心くらぶ夫婦型・個人型ご加入の皆様へ

自動更新後の内容は下記の通りとなります。
継続専用コースとなりますので、新規ご加入は出来ません。
既に夫婦型・個人型にご加入場合は、内容変更頂けます。

基本コース（継続専用コース）

保険金額・保険料

個人賠償責任保険（国内）の補償額が無制限になりました！

基本 コース	定型		夫婦型	個人型
	タイプ名		K 1	F 1
	ケガに 関する 補償 (傷害)	死亡・後遺障害	350 万円（1 人あたり）	214 万円（1 人あたり）
		入院日額（注 2）	5,000 円（1 人あたり）	5,000 円（1 人あたり）
		通院日額	3,000 円（1 人あたり）	3,000 円（1 人あたり）
	その他の 補償	示談交渉サービス付 個人賠償責任	国内：無制限（免責金額なし） AP1 国外：1 億円	国内：無制限（免責金額なし） AP1 国外：1 億円
		受託品賠償責任	10 万円（免責金額：5,000 円） AP2	10 万円（免責金額：5,000 円） AP2
		携行品	10 万円（免責金額：5,000 円） AP5	10 万円（免責金額：5,000 円） AP3
		救援者費用等	200 万円 AP6	200 万円 AP4
	保険料（年払）		28,020 円	13,840 円

注：上記 AP1～6 は加入者票に表示されるコードとなります。

↓ ご選択

↓ ご選択

オプション2 ホールイン ワン	ゴルフをされる方	本人のみ	夫婦	本人のみ
	タイプ名	KF2	K3	KF2
	ホールインワン・アルバトロス費用保険金額	50 万円		50 万円
	保険料（年払）	3,090 円	4,610 円	3,090 円

↓ ご選択

↓ ご選択

オプション3 家財	タイプ名	F3	F4	F5	F6
	住宅内生活用動産保険金額 (全タイプ共通免責金額：5,000 円)	300 万円	500 万円	700 万円	1,000 万円
	保険料（年払）	7,320 円	9,090 円	10,380 円	13,650 円

(注 2) 手術保険金のお支払額は、入院保険金日額の 10 倍（入院中の手術）または 5 倍（入院中以外の手術）となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

※ 中途加入の場合の保険料は、富士オフィス＆ライフサービスまでお問い合わせください。

「保険金をお支払いする主な場合」「保険金をお支払いしない主な場合」については、後記 P35～P39「補償の概要等」をご確認ください。

疾病コース

— 介護医療保険料控除対象 — (旧：団体病氣入院保険)

**43.75%
割引!**

団体割引25%
損害率による割引
25%適用

申込
締切

平成29年2月28日(火) 必着

保険
期間

平成29年4月1日午後4時から
平成30年4月1日午後4時まで
(以降4月1日から1年間毎の更新)

加入者 富士電機 グループ企業ご退職者本人

ご加入できる方
(被保険者本人)

個人型：富士電機 グループ企業のご退職者本人・その配偶者・子供・ご両親・ご兄弟・
ご退職者本人と同居の親族

保険料払込方法

口座振替一括払い 引き落とし日：平成29年6月27日(火)

※団体保険加入者票は5月中旬頃発送予定です。

新規のご加入は、H29.4.1時点の年齢が満6歳以上、満70歳以下の方に限ります。また、更新は満75歳以下の方に限ります。

疾病コースの基本補償

〈タイプ名R〉

1口あたり 保険金額・保険料

(1口から10口まで自由にご加入いただけます。)

病気で入院

(疾病入院保険金)

1,000円/日

・1日目から保険金をお支払いします
・1回の入院につき180日が支払限度

病気で手術

(疾病手術保険金)

重大手術 : 40,000円
入院中 : 10,000円
入院中以外 : 5,000円

※傷の処置、切開術(皮膚、鼓膜)、抜歯等、お支払いの対象外の手術やお支払回数に制限がある手術があります。

病気・ケガで放射線治療

(放射線治療保険金)

10,000円

※血液照射を除きます。複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回の支払いを限度とします。

保険料表 (タイプR)	新規加入 (70歳まで)	1口あたり保険料 (年払)	6～9歳	500円
			10～14歳	450円
			15～19歳	540円
			20～24歳	790円
			25～29歳	850円
			30～34歳	900円
			35～39歳	980円
			40～44歳	1,120円
			45～49歳	1,510円
			50～54歳	1,990円
			55～59歳	2,810円
			60～64歳	4,100円
			65～69歳	5,630円
			70歳	7,770円
	更新	保険料 (年払)	70～74歳	7,770円
			75歳	9,950円

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、後記P40～P42「補償の概要等」をご確認ください。

疾病コースの基本補償

基本コースと同じ口数になります。



オプション
1

T 退院後通院
1,000円／日

疾病で入院し、退院後に退院日の翌日から180日以内に通院したときに保険金をお支払いいたします。
1回の入院後の通院につき90日を限度

オプション
2

**A 成人病
追加支払い**
1,000円／日

成人病入院保険金
成人病手術保険金
成人病放射線治療保険金
1日目から保険金をお支払します。
1回の入院につき180日が支払限度

オプション
3

S 先進医療

技術の費用に応じ、疾病入院保険金日額の10～610倍をお支払い
*対象となる先進医療については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

タイプ名			1口あたり保険料		
			T 基本コース（P11） と同じ口数で ご加入ください。	A 基本コース（P11） と同じ口数で ご加入ください。	S 基本コース（P11） と同じ口数で ご加入ください。
新規加入（70歳まで）	保険料 （年払）	6～9歳	80円	40円	10円
		10～14歳	80円	40円	10円
		15～19歳	80円	60円	10円
		20～24歳	130円	70円	10円
		25～29歳	160円	120円	10円
		30～34歳	190円	170円	10円
		35～39歳	210円	240円	10円
		40～44歳	260円	340円	10円
		45～49歳	350円	540円	10円
		50～54歳	500円	820円	10円
		55～59歳	780円	1,330円	10円
		60～64歳	1,190円	1,980円	10円
		65～69歳	1,840円	2,940円	10円
		70歳	3,270円	4,180円	10円
更新	保険料 （年払）	70～74歳	3,270円	4,180円	10円
		75歳	4,390円	5,420円	10円

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、後記P40～P42「補償の概要等」をご確認ください。

団体ゴルフアーコース

**43.75%
割引!**

 団体割引25%
損害率による割引
25%適用

**申込
締切**
平成29年2月28日(火) 必着
**保険
期間**

 平成29年4月1日午後4時から
平成30年4月1日午後4時まで
(以降4月1日から1年間毎の更新)

加入者 富士電機 グループ企業ご退職者本人

**ご加入できる方
(被保険者本人)**

 個人型：富士電機 グループ企業のご退職者本人・その配偶者・子供・ご両親・ご兄弟・
ご退職者本人と同居の親族

保険料払込方法

口座振替一括払い

引き落とし日：平成29年6月27日(火)

※団体保険加入者票は5月中旬頃発送予定です。

ゴルフアーコースの基本補償

ゴルフの補償は団体契約で!

◎保険料43.75%割引

◎個人賠償責任は頼れる示談交渉サービス付き

◎ホールインワン・アルバトロスは最高100万円補償

ホールインワン・ アルバトロス費用

日本国内の9ホール以上を有するゴルフ場で、ゴルフプレー中にホールインワンまたはアルバトロスを達成し、慣習として達成のお祝いの費用等を負担した場合に保険金をお支払いします。



携行品

日本国内外を問わず、ゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で、ゴルフ用品に生じた次の損害について、保険金をお支払いします。

- ① ゴルフ用品の盗難
ただし、ゴルフボールの盗難については、他のゴルフ用品と同時に生じた場合に限り、また、ゴルフクラブの破損、曲損



傷害補償

 日本国内外を問わず、ゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内におけるゴルフの練習、競技または指導中のケガ^{※1}に対し下記保険金をお支払いします。

- ① 死亡・後遺障害保険金
- ② 入院^{※2}・手術^{※3}保険金
- ③ 通院保険金^{※4}

- *1 急激かつ偶然な外来の事故によるケガをいいます。
- *2 事故の日から180日を経過した後の入院に対してはお支払できません。また、1事故について180日を限度とします。
- *3 事故の日から180日以内に受けた手術に限り、また、傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。
- *4 事故の日から180日を経過した後の通院に対してはお支払できません。また、1事故について90日を限度とします。

個人賠償責任

 日本国内外を問わず、ご本人^{※5}が行うゴルフの練習、競技または指導中に他人にケガをさせたり、他人の物を壊してしまつたため、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

^{※5}「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。

[※] 個人賠償責任については日本国内での事故(訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。


補償は選べる3タイプ

〈保険金額・保険料〉

タイプ名			X	Y	Z
保 険 金 額	傷 害 補 償	死亡・後遺障害	200万円	400万円	500万円
		入院保険金日額 (注1)	3,000円 x	6,000円 y	7,500円 z
		通院保険金日額	2,000円	4,000円	5,000円
	示談交渉サービス付個人賠償責任		国内外1億円 G5	国内外1億円 G5	国内外1億円 G5
	ゴルフ用品の損害		20万円 G6	20万円 G6	20万円 G6
	ホールインワン・アルバトロス費用		20万円 H1	50万円 H2	100万円 H3
保険料（年払）			2,430円	4,390円	7,550円

(注1) 手術保険金のお支払額は、入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。
傷の処置や抜歯等お支払対象外の手術があります。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、後記P43~P44「補償の概要等」をご確認ください。

サービスのご案内（東京海上日動）

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ！ 東京海上日動のサービス体制なら安心です。

※サービスの内容は予告なく変更・中止となる場合があります。

※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。



メディカルアシスト

自動セット

【対象となる基本補償】団体総合生活保険のすべての補償

お電話にて各種医療に関する相談に応じます。また、夜間の緊急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。



24時間
365日受付^{*1}



0120-708-110

携帯電話・自動車電話・PHS・衛星電話からご利用いただけます。

※ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方（いずれも法人は除きます。）と、そのご親族（以下「相談対象者」といいます。）からの直接の相談に限ります。（親族：配偶者・6親等以内の血族・3親等以内の姻族）

緊急医療相談

常駐の救急の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします（より深いアドバイスをお聞きになりたい場合には、別途、専門の医師にご予約させていただきます。）。

転院・患者移送手配^{*2}

転院されるとき、民間救急車や航空機特殊搭乗手続等、一連の手配の一切を承ります。

*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です（予約受付は、24時間365日）。 *2 実際の転院移送費用は、このサービスの対象外です。

デイリーサポート

自動セット

【対象となる基本補償】団体総合生活保険のすべての補償

介護・法律・税務に関するお電話での相談や暮らしのインフォメーション等、役立つ情報をご提供します。



0120-285-110

携帯電話・自動車電話・PHS・衛星電話からご利用いただけます。

受付時間	
いずれも	・電話介護相談 9:00~17:00
土日、祝日、年末年始を除く	・法律相談 9:00~17:00
	・税務相談 14:00~16:00
	・社会保険に関する相談 9:00~17:00
	・暮らしの情報提供 10:00~16:00

※ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方（いずれも法人は除きます。）と、そのご親族（以下「相談対象者」といいます。）からの直接の相談に限ります。（親族：配偶者・6親等以内の血族・3親等以内の姻族）

介護関連サービス

- 電話介護相談（介護保険制度やケアプランについての相談等、介護全般に関わるご相談）
- インターネット介護情報サービス「介護情報ネットワーク」ホームページアドレス <http://www.kaigonw.ne.jp/>

生活支援サービス

- 法律・税務相談^{*1}
- 社会保険に関する相談^{*2}
- 暮らしの情報提供

*1 弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。
*2 社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

ご注意ください（各サービス共通）

- ・保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限りです。
- ・一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
- ・各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じて提供します。
- ・メディカルアシストおよびデイリーサポートのご相談の対象は相談対象者に日本国内で発生した身の回りの事象（事業活動等を除きます。）とします。
- ・メディカルアシストは医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様の負担となります。

団体がんコース

(富士電機 OB 団体契約 介護医療保険料控除対象)

正式名称：医療保険基本特約・がん保険特約セット団体総合保険

取扱代理店：富士オフィス&ライフサービス株式会社

引受保険会社：損害保険ジャパン日本興亜株式会社

■継続に関する大切なお知らせ：昨年ご加入され、本年も昨年と同等条件でご継続いただける場合には、加入依頼書の提出は不要です。(自動継続となります。)

申込
締切

平成29年2月28日(火) 必着

保険
期間平成29年4月1日午後4時から
平成30年4月1日午後4時まで

(以降4月1日から1年間毎の更新)

加入者

富士電機 グループ企業ご退職者本人

ご加入できる方
(被保険者本人)個人型：富士電機 グループ企業のご退職者
本人・その配偶者・子供・ご両親・ご
兄弟・ご退職者本人と同居の親族保険料
払込方法

口座振替一括払

引き落とし日：平成29年6月27日(火)

※中途加入の場合の保険料は、富士オフィス&ライフサービス(株)まで
ご確認のうえ、銀行振込となります。

※団体保険加入者票は5月中旬頃発送予定です。

基本補償

2つのご契約タイプからお選びいただけます。

保険金の種類	保険金のお支払い概要
診断保険金	 何度でもお支払いします！(2年に1度を限度とします。) ●〈1回目〉 初めて「がん」と診断確定されたときにお支払い。 ●〈2回目以降〉「がん」と診断確定され、その治療を直接の目的として入院を開始されたときにお支払い。※1
入院	 何日でもお支払いします！ ●「がん」の治療を直接の目的として入院されたとき、1日目から日数無制限でお支払い。長期入院の場合も、支払限度日数はありません。
手術	 ●「がん」の治療のために病院または診療所において手術を受けられたとき、入院中の手術は入院保険金日額の10倍、外来の手術は入院保険金日額の5倍をお支払い(1回の手術につき)。一部の軽微な手術は対象外となります。
外来治療	 ●「がん」と診断確定され、外来治療を開始したとき、45日を限度にお支払い(1日につき)。
先進医療 (Aコースのみ) ^{※2}	 ●病気やケガを直接の原因として、先進医療や臓器移植術を受けたとき、500万円を限度にその費用をお支払い。

※1 2回目以降の診断保険金は、保険金の支払事由に該当した最終の日からその日を含めて2年以内に該当した支払事由については、保険金をお支払いしませんが、保険金の支払事由に該当した最終の日からその日を含めて2年を経過した日の翌日にがんの治療を直接の目的として継続して入院中の場合は、保険金をお支払いします。

※2 病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。
(<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html>)

- この保険で対象となるがんの種類等につきましてはP48の上方(用語がん)をご覧ください。
- 加入依頼書および告知書の内容により、ご加入をお断りする場合があります。

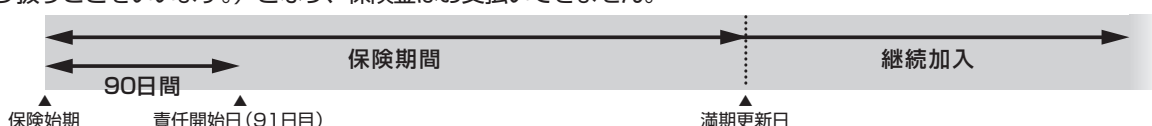
《告知の大切さについてのご説明》

- 告知書は、被保険者(保険の対象となる方)ご本人が事実を「ありのままに」「正確に」「もれなく」ご記入(告知)ください。
- ※口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。
- 告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金がお受け取りいただけない場合があります。
- ※「ご加入に際して、特にご注意くださいこと(注意喚起情報のご説明)」を必ずお読みください。

責任の開始について

※ご加入初年度のみ

この保険は、ご加入初年度の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過した日の翌日に保険契約上の責任が開始します(責任開始日)。責任開始日前に「がん」と診断確定された場合には無効(ご契約のすべての効力が、契約締結時から生じなかったものとして取り扱うことをいいます。)となり、保険金はお支払いできません。



保険金額と保険料

A 初めてのがん保険プラン 〈がん保険未加入の方に〉

B 上乗せがん保険プラン 〈ご加入済のがん保険の上乗せ補償に〉

		最大2口まで ^(注) ご加入いただけます。	最大3口まで ^(注) ご加入いただけます。
基本補償	がん診断保険金	150万円	100万円
	がん入院保険金	1日につき 15,000円	1日につき 10,000円
	がん手術保険金	入院中の手術：入院保険金日額の10倍	外来の手術：入院保険金日額の5倍
	外来治療保険金	1日につき 7,000円	1日につき 5,000円
	先進医療等費用保険金	500万円 (Aコースに2口ご加入の場合でも500万円限度です)	—
オプション	弁護のちから	法律相談費用保険金 通算 5万円限度 (自己負担額 1,000円)	弁護士委任費用保険金 通算 100万円限度 (自己負担割合 10%)

(注) 新規加入、プラン追加(増額)の場合はがん入院保険金は本契約と他の保険契約または共済契約※を合算して30,000円までが加入限度となります。
同様にがん外来治療保険金は本契約と他の保険契約または共済契約※を合算して15,000円までが加入限度額となります。
更改(プラン追加などの増額を除きます。)の場合はがん入院保険金は本契約で30,000円、他の保険契約または共済契約※を合算して60,000円までが加入限度となります。
同様にがん外来治療保険金は本契約で15,000円、他の保険契約または共済契約※を合算して40,000円までが加入限度額となります。
※他の保険契約または共済契約とは、医療保険、がん保険、傷害保険、各種商品の入院特約等、この保険の全部または一部に対して支払責任が同じである他の損害保険のご契約または共済契約をいいます。

年払保険料

※保険料は、男女の区別なく同一です。
(保険期間1年・団体割引25%適用)

加入年齢(満年齢)	A プラン		B プラン	オプション 弁護の ちから + 5,560 円
	1口	2口*	1口あたり	
0～24歳	1,960円	3,720円	1,180円	
25～29歳	2,090円	3,980円	1,280円	
30～34歳	3,930円	7,650円	2,510円	
35～39歳	5,610円	11,010円	3,650円	
40～44歳	8,300円	16,390円	5,460円	
45～49歳	15,410円	30,630円	10,230円	
50～54歳	24,970円	49,710円	16,630円	
55～59歳	35,620円	71,030円	23,790円	
60～64歳	49,990円	99,790円	33,490円	
65～69歳	72,590円	144,980円	48,630円	

- ★保険料は1口コースの倍額ではなく、先進医療の保険金額も1口と同額の500万円です。
●保険料は、保険始期日(中途加入日)時点の満年齢によります。
●年齢は、保険期間の初日現在の満年齢(中途加入の場合は、中途加入日時点)とします。
●ご契約は1年ごとの更新となりますので、更新加入の保険料は、更新時の保険始期日時点の満年齢による保険料となります。
●次年度以降のご契約につきましては、特段のお申し出がない場合、前年と同等条件コースにて自動更新となります。
●団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。
また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
●本保険は介護医療保険料控除の対象となります。(平成28年11月現在)
●新規加入の場合、満69歳(継続加入の場合は満79歳)までの方が対象となります。

継続 専用	70～74歳	90,230円	180,260円	60,480円	+ 5,560 円
	75～79歳	106,900円	213,570円	71,700円	

お申込方法について

I.すでにご加入されている方

- ①昨年度と同等条件にて継続される方は、自動継続となり、加入依頼書・告知書・口座振替依頼書のご提出は不要です。(年齢により保険料に変動がありますので、上記保険料表をご確認ください。)
②昨年ご加入された内容と変更して加入される方(引落口座の変更および継続しない場合を含みます。)は、加入依頼書・口座振替依頼書に変更内容等を記入いただき、ご捺印のうえご提出願います。保険金額の増額等、補償を拡大して継続される場合は、告知書の提出が必要となります。

II.新規に加入される方(P51の「団体がん保険ご加入内容確認事項」もご一読ください。)

- 同封の加入依頼書・告知書ならびに口座振替依頼書に必要事項をご記入いただき、ご署名またはご捺印のうえご提出願います。
(※)富士オフィス&ライフサービスで既に損害保険ジャパン日本興亜株式会社の団体扱自動車保険にご加入されている場合、今回お申込いただく「団体がん保険」の保険料引落口座が、自動車保険と同一の口座であれば、口座振替依頼書のご提出は不要です。

団体がん保険に付けられる特約のご案内です。

〈オプション 弁護のちからのご説明〉

もしも あなた自身や大切なお子さまが 法的トラブルに巻き込まれたら、どうしますか？

Q.1

あなたや、あなたの身の回りの家族や友人などで法的トラブルが
起こったことはありますか？

実は、私たちの身の回りでは、さまざまなトラブルが起きています。

「ある」と答えた方 15.4% (約6.5人に1人)

出典：平成21年 内閣府大臣官房政府広報室「総合法律支援に関する世論調査」

(注)「ある」と答えた人が挙げた法的トラブルには、「弁護のちから」では補償対象とならないトラブル(多重債務、医療事故など)も含まれています。

身近なトラブルとして、以下のような事例が挙げられます。



歩行中に自転車に
衝突された



こどもが学校で
いじめを受けている



相続で兄弟と
もめている

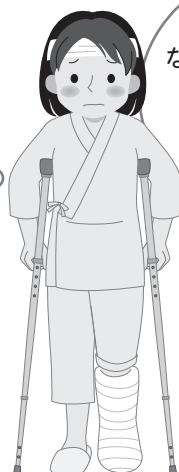


離婚で配偶者と
もめている

例えば あなたが歩行中に自転車に衝突され大ケガをした場合・・・

相手方の態度が悪く、
誠実な対応してくれない。
訴えを起こしたいけれど、
具体的にどうすれば
いいのかな・・・

治療費や休業損害を
相手方に請求したいけれど、
どのくらいの額を、
どうやって請求すれば
いいのかな・・・



仕事が忙しくて
なかなか時間がとれないわ。
専門知識がないから
対応に時間が
かかりそう・・・

このような法的トラブルを、
ご自身のちからだけで
解決するのは大変です。

**実際の手続きや、
その時間的な負担はもちろん、
ご家族も含めた精神的な負担の
大きさは計り知れません。**

万が一、法的トラブルに巻き込まれた場合、無理して抱えこむことなく、

専門家である「**弁護士**」に相談できたら安心です。でも…

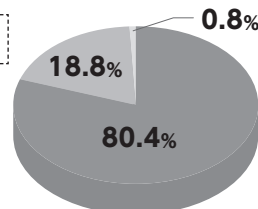
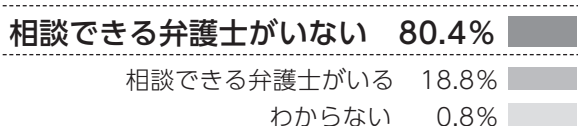
Q.2 法的トラブルにあったときに相談できる弁護士がいますか？

「身近に相談できる弁護士がいない」という人が多いのが現状です。

出典：平成21年 内閣府大臣官房政府広報室

「総合法律支援に関する世論調査」をもとに損保ジャパン日本興亜にて作成

全国の20歳以上3,000人のうち有効回答数 1,684人



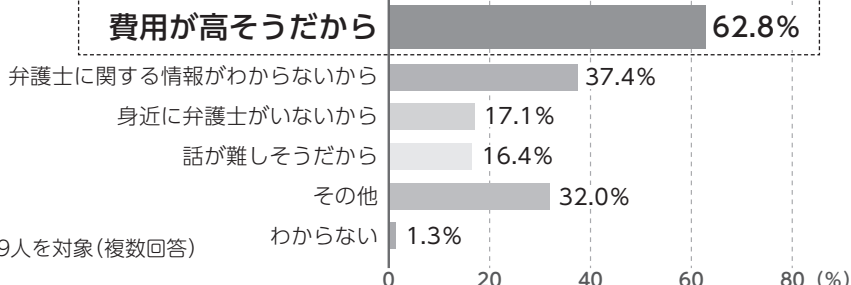
Q.3 弁護士への相談を迷う、または、相談しない理由は何ですか？

「相談したいけれど費用が高そう」と感じている人が約6割もいます。

出典：平成21年 内閣府大臣官房政府広報室

「総合法律支援に関する世論調査」

弁護士への相談を迷う、または、相談しないと回答した1,019人を対象（複数回答）



日常生活におけるケガや賠償事故への備えだけでなく、
法的トラブルに巻き込まれたときに「**弁護士**」をもっと身近に活用するための備えがほしい…

そのような声にこたえて、
あなたの生活を守る、

**弁護の「ちから」を
開発しました!!**



ご加入者限定電話相談サービス

損保ジャパン日本興亜・アシスタントダイヤル

この保険では、電話相談サービスを無料でご利用いただけます。

損保ジャパン日本興亜・アシスタントダイヤルは、損保ジャパン日本興亜のこの保険にご加入いただいている皆さまがご利用いただける各種無料電話相談サービスです。

サービスメニュー

メディカル&関連サービス

- 健康・医療相談サービス
- 介護相談サービス
- 育児相談サービス
- 医療機関情報提供サービス
- 健康管理相談サービス
- 健康チェックサポートサービス
- 予約制専門医相談サービス
- 公的給付相談サービス（予約制）
- 法律・税金相談サービス（予約制・30分間）
一般的な法律・税金に関する相談に、弁護士、司法書士または税理士がお答えするものです。

メンタルヘルスサービス

- メンタルヘルス相談サービス
- メンタルITサポートサービス
（Webストレスチェック）

（注1）本サービスは損保ジャパン日本興亜のグループ会社およびその提携業者がご提供します。
（注2）ご相談の際は、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。
（注3）ご利用は日本国内からにかぎりあります。
（注4）本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
（注5）ご利用いただく際は、加入者証等に記載の損保ジャパン日本興亜・アシスタントダイヤル専用電話番号までご連絡ください。



“弁護のちから”が支える5つのトラブル

次の法的トラブルにあったときの弁護士費用をサポートします。

トラブルの当事者



被保険者ご本人だけでなく、
お子さま^(※1)が遭遇された
トラブルについても対象となります。

被害事故

- 路上歩行中に他人が運転する自転車に追突され、ケガをした。
- 近所に住む若者に自宅の壁に落書きをされた。
- 画廊から本物といつわられて、偽物の絵画を売りつけられた。



人格権侵害^{(※2)(※3)}

- こどもがいじめにあい、登校拒否の状態になった。
- いわれもない誹謗中傷にあい、精神的苦痛を受けた。
- 昔の恋人からストーカー行為をされている。



借地・借家

- 賃貸期間中に賃貸マンションの家主から正当な理由もなく立ち退きを迫られた。
- アパートの雨漏りにより家具にカビが生えてしまったが、家主が修理してくれない。
- 借りている土地に建てた家の増築を、地主が正当な理由もなく承諾してくれない。



トラブルの当事者



次の法的トラブルについては、
調停等に要する弁護士への
各種費用が対象となります。

遺産分割調停

- 兄弟間の遺産分割の協議がまとまらず、調停での手続きとなった。
- 母がすべての遺産を兄に相続させるとした遺言を残して亡くなり、自分が相続できる権利が侵害されたため、調停で手続きすることとなった。



離婚調停^(※2)

- 夫婦間での協議がまとまらず、調停で離婚手続きを進めるしかなかった。
- こどもの将来のための養育費の額について夫婦間の折り合いがつかないため、調停で離婚手続きをすることとなった。



⚠ 遺産分割調停、離婚調停については、トラブルが調停等の手続きに至った場合に、被保険者ご本人に係る調停等に要した費用のみ対象となります。

以下のようなトラブルは保険金のお支払いの対象になりません。



- 自動車または原動機付自転車による被害事故に関するトラブル
- 医療ミスによる被害事故に関するトラブル
- 騒音、振動、悪臭、日照不足による被害事故または人格権侵害に関するトラブル

- 借金の利息の過払金請求に関するトラブル
- 職務遂行におけるトラブル

など

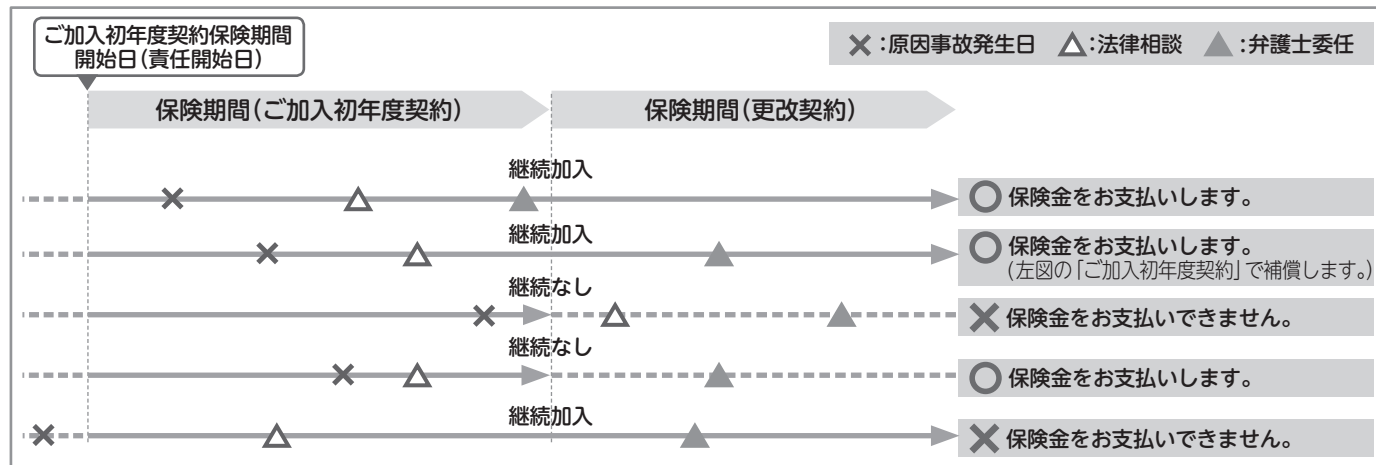
(※1) 被保険者が親権を有する、未成年かつ未婚の子が対象となります。

(※2) 人格権侵害に関するトラブルまたは離婚調停に関するトラブルの場合で、トラブルの原因事故が初年度契約の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過する日までの間に発生したときは、保険金をお支払いできません。

(※3) 人格権侵害に関するトラブルの場合は、警察等の公的機関または学校等の相談窓口等への届出等を行い、その事実を客観的に証明できるトラブルにかぎりません。

弁護士費用補償に関する保険責任について

【「保険責任の開始」と「原因事故発生日および法律相談・弁護士委任と保険期間との関係」(イメージ図)】



2つの保険金で気になる費用をしっかりサポートします。

国内補償^(※)

① 法律相談費用保険金

弁護士へ法律相談を行うときに負担した法律相談費用を補償します。

■保険金額
(保険期間1年間に付き)

通算 **5** 万円 限度

■ お支払いする保険金の額

1つのトラブルに関する法律相談にかかった費用

自己負担額 (免責金額) **1,000円**

② 弁護士委任費用保険金

弁護士へのトラブル解決の委任を行うときに負担した弁護士委任費用を補償します。

■保険金額
(保険期間1年間に付き)

通算 **100** 万円 限度

■ お支払いする保険金の額

1つのトラブルに関する弁護士委任にかかった費用 × (100% - 自己負担割合 10%)

(※)日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象となります。

⚠ いずれの保険金も、弁護士への法律相談および委任契約の締結前に、損保ジャパン日本興亜の事前の同意が必要となります。

お支払事例(被害事故に関するトラブル)

歩道で自転車に衝突され、左脚を負傷し、障害を負った。加害者に賠償請求しているが応じてくれないため弁護士に相談した。その後、弁護士に委任のうえ訴訟を提起し、最終的に満足のいく賠償金を受け取ることができた。

法律相談にかかった費用 **1万円**

法律相談費用保険金のお支払額
1万円 - 1,000円(自己負担額) = **9,000円**

弁護士委任にかかった費用 **50万円**
着手金 15万円、報酬金 35万円

弁護士委任費用保険金のお支払額
50万円 × (100% - 10%(自己負担割合)) = **45万円**

合計 **45万9,000円**をお支払い

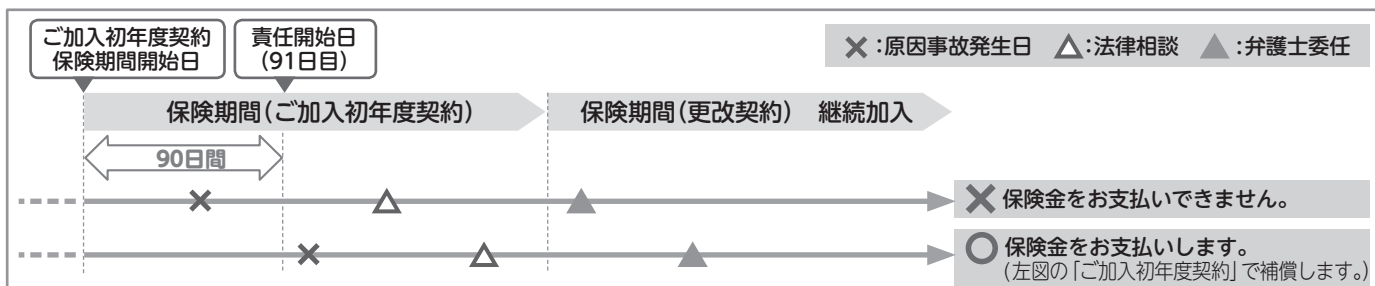
金銭的な負担を軽減し、安心して法的トラブルを解決することができます。

相談できる弁護士が身近にいらなくても安心!「弁護士紹介サービス」

保険金のお支払いの対象となる場合で弁護士の紹介をご希望のときは、損保ジャパン日本興亜保険金サービス課へご連絡ください。お客さまから依頼を受けた損保ジャパン日本興亜が、日本弁護士連合会を通じて各地の弁護士会に弁護士紹介を依頼し、お客さまに弁護士をご紹介します。

- 保険責任は保険期間開始日の午後4時に始まりますが、ご加入初年度の保険期間の開始時(中途加入の場合は中途加入時)より前に、原因事故が発生していた場合または保険金請求権者が原因事故の発生するおそれが生じたことを知っていた場合等は、保険金をお支払いできません。
- 保険金請求権者が保険期間中に最初の法律相談または弁護士委任を行った場合に、保険金をお支払いします。
- 同一のトラブルに起因して行われた一連の法律相談または弁護士委任は、法律相談もしくは弁護士委任の回数または当事者の人数等にかかわらず、それぞれ1つの法律相談または弁護士委任とみなし、保険金が支払われる最初の法律相談または弁護士委任が行われた時に一連の法律相談または弁護士委任が行われたものとみなし、保険金の限度額を適用します。

【「離婚調停に関するトラブル」および「人格権侵害に関するトラブル」の場合の保険責任の開始(イメージ図)】



(注)「離婚調停に関するトラブル」および「人格権侵害に関するトラブル」については、ご加入初年度の保険期間の開始日(中途加入の場合は中途加入日)からその日を含めて90日を経過する日の翌日から保険責任が始まります(責任開始日)。したがって、責任開始日より前に原因事故が発生していたこれらのトラブルについては、保険金をお支払いできません。

富士電機団体扱 「自動車保険」

取扱代理店：富士オフィス&ライフサービス株式会社

引受保険会社：あいおいニッセイ同和損害保険株式会社・損害保険ジャパン日本興亜株式会社・東京海上日動火災保険株式会社（五十音順）

自動車保険の 富士電機団体扱割引

30.0%割引

団体扱割引率30.0%は

平成29年2月1日～平成30年1月31日の
間に始期日を有するご契約に適用。

団体扱割引(増)引率は団体の損害率とご契約台数によって
毎年見直しされ変動する場合があります。

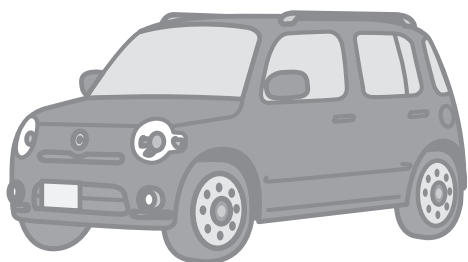
上記期間以降の割引率は、取扱代理店でお問い合わせください。

ノンフリート等級
(無事故による割増引)

に加え

さらに!!

現在のご契約



現在、20等級（無事故割引63%、
事故有係数適用期間0年）にてご契約の場合

一般契約の場合

（カーディーラーや自動車販売店での契約など）

= 80,530円（一時払）

お比
べく
だ
さ
い
！

富士電機団体扱にすると

団体扱割引

30% OFF

団体扱

20等級（無事故割引63%、
事故有係数適用期間0年）× 団体扱割引※ ×
団体扱一時払

= 53,550円（一時払）

同居のご家族所有の
お車も対象になります！

年間 **26,980円 OFF**

※団体扱割引：あいおいニッセイ同和30%、損保ジャパン日本興亜30%・東京海上日動30%

■弁護士費用特約は「弁護士費用等補償特約」、入院時選べるアシスト特約は「人身傷害諸費用補償特約」、レンタカー費用等選べる特約は「レンタカー費用等補償特約」、本人・夫婦限定特約は「運転者本人・配偶者限定特約」、ロードアシストは「車両搬送費用補償特約」および「サービス」のペットネームです。

【保険料試算条件】 ■引受保険会社：東京海上日動火災保険株式会社（トータルアシスト自動車保険（総合自動車保険）） ■保険期間：平成29年2月1日～平成30年2月1日（1年） ※試算基準日：平成29年2月1日 ■保険料の払込方法：団体扱（口座振替 一時払） ■お車の型式等：ZVW50（トヨタ プリウス 自家用普通乗用車）初度登録：平成28年5月 料率クラス：車両5 / 対人4 / 対物4 / 傷害4：団体扱割引30.0% 新車割引 Eco割引 ■その他条件：ノンフリート等級20等級（63%割引）、事故有係数適用期間0年、しっかり更新サポート ■使用目的：日常レジャー使用 免許証の色：ゴールド ■運転者の範囲：年齢条件35歳以上補償（記名被保険者60歳以上 本人・夫婦限定特約） ■賠償責任保険：対人賠償無制限 対物賠償無制限（対物免責金額0円）対物超過修理費用補償特約 弁護士費用特約 ■人身傷害保険：3000万円（搭乗中のみ補償） 傷害一時不担保特約 入院時選べるアシスト特約 ■車両保険：一般条件 車両保険金額250万円（地震等補償無） 免責金額1回目事故0円 2回目以降事故10万円 協定新価保険金額250万円 レンタカー費用等選べる特約上限7千円（事故30日／故障15日）車両新価保険特約 車両無過失事故に関する特約 ■事故防止アシスト・メディカルアシスト・事故現場アシスト・ロードアシスト

■現在のノンフリート等級も継承されます（他の保険会社、JA共済、全労済等を含みます。但し、一部の共済を除きます。）。

■現在のノンフリート等級（無事故による割増引）と「富士電機団体扱割引率」は異なる割引ですので、ノンフリート等級適用後の金額に団体扱割引が適用されます。

お見積りをご希望の方は、現在ご契約されている自動車保険の証券をご用意いただき、富士オフィス&ライフサービス(株)までご連絡ください。

※2017年4月の改定により、上記保険料が異なる可能性があります。



お問い合わせフォーム

●富士電機団体扱自動車保険のポイント●

1

保険料は口座振替です

保険料はご指定の口座からの引き落としなので、ご契約時に保険料の払込みや現金のご用意は不要です。

2

ご家族の自動車保険もご契約できます

配偶者、同居のご親族等のマイカーであれば、団体扱自動車保険をご契約いただくことができます。さらにセカンドカー割引が適用できる場合があります。

3

安心のためのサポート体制

遠地での事故時も保険会社の専門スタッフとの連携により、安心して事故対応をお任せいただけます。

●団体扱の対象となる方：

保険契約者は富士電機グループ企業の退職者にかぎりません。対象となる系列会社の範囲については富士オフィス&ライフサービス(株)までお問い合わせください。

●車両所有者(対象車両)：

保険契約者、保険契約者の配偶者(内縁を含みます。)、保険契約者またはその配偶者の同居の親族、保険契約者またはその配偶者の別居の扶養親族のいずれかの方が所有するお車となります。

●記名被保険者(ご契約のお車を主に使用される方)：

保険契約者、保険契約者の配偶者(内縁を含みます。)、保険契約者またはその配偶者の同居の親族、保険契約者またはその配偶者の別居の扶養親族のいずれかの方となります。

※このご案内は概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず各社商品パンフレットおよび「重要事項等説明書」などをよくお読みください。また、詳しくは「ご契約のしおり(約款)」をご用意しておりますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明点がございましたら、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。団体扱特約失効時の取扱い、その他ご不明な点等がある場合は、富士オフィス&ライフサービス(株)までお問い合わせください。

●お申込みからご契約までの流れ●

STEP1

お見積りをご希望の方は、同封の「加入希望書」兼「保険見積依頼書」にご記入ください。

STEP2

現在ご契約の自動車保険証券(表面と裏面両方)のコピーをご用意ください。

STEP3

Step1とStep2の書類を富士オフィス&ライフサービス(株)へFAXもしくは同封の返信用封筒でお送りください。

STEP4

後日、富士オフィス&ライフサービス(株)からお見積りをご案内します。現在ご加入の自動車保険の更新時期が近づきましたら再度ご連絡させていただき、正式な申込書・パンフレットをご自宅までお届けします。

■個人情報の取扱いについて

富士オフィス&ライフサービス(株)は、ご提出いただいた保険証券・車検証の写しおよび「加入希望書」兼「保険見積依頼書」に記載の個人情報をもとに、お客さまのニーズに合ったプランをご提案させていただきます。ご提案に際しましては、適切で分かりやすい資料にてご提案させていただくために、ご提出いただいた保険証券・車検証写しおよび「加入希望書」兼「保険見積依頼書」記載の個人情報を、富士オフィス&ライフサービス(株)が損害保険代理店委託契約を締結している保険会社より委託を受けて行う各社の損害保険およびこれに付帯・関連するサービスの提供等に利用させていただくことがありますので、同意のうえ、ご記入ください。

お申込み お問い合わせ先 (取扱代理店)

富士オフィス&ライフサービス株式会社(最寄の各営業所までお問い合わせください。)
本社所在地 〒141-0032
東京都品川区大崎1-11-2 ゲートシティ大崎イーストタワー 16階
TEL 03-5435-7314 FAX 03-5435-7503
ホームページアドレス <http://www.fujielectric.co.jp/fols/>

弊社ホームページでも自動車保険のお見積りができます。
保険⇒自動車保険料試算コーナー⇒保険会社を選択し必要事項を入力してください。
(ID: fuji、Password: fe)

引受保険会社 あいおいニッセイ同和損害保険、損害保険ジャパン日本興亜、東京海上日動(五十音順)

「新 生きるためのがん保険Days(デイズ)」 「生きるためのがん保険 寄りそうDays(デイズ)」 「ちゃんと応える医療保険「EVER」(エヴァー)」 「ちゃんと応える医療保険「やさしいEVER」(エヴァー)」

【富士電機OB集団扱い 月払・年払・介護医療保険料控除】※「OB集団扱い」には加入条件がありますので、お問い合わせ下さい。

募集代理店：富士オフィス&ライフサービス株式会社

引受保険会社：アフラック広域法人営業部 〒163-0455 東京都新宿区西新宿 2-1-1 新宿三井ビル ☎ 03-5321-2377

「生きる」を創る。
Aflac

ご存知ですか？がんについて

知っ得
ポイント①

今や、日本人の
2人に1人が
一生のうちに「がん」と
診断される(*)時代です。

(*)公益財団法人 がん研究振興財団「がんの統計'14」



知っ得
ポイント②

自動車を所有されている方は「自動車保険」には
ご加入されているかと思いますが
**がん保険に加入されていない方は
意外に多いようです。**

「がん」で死亡される方は、
交通事故死亡者数の約89倍です！

平成27年がん死亡者数……370,346人 厚生労働省 平成27年人口動態統計
平成27年交通事故死亡者……4,117人 平成28年 警察庁

知っ得
ポイント③

がんの主な治療法として、手術・放射線・抗がん剤の「三大治療」があります。

診断

手術

「がん」を体から切除する
治療法

放射線

放射線を使って「がん」
を破壊する治療法

抗がん剤

抗がん剤（ホルモン剤を含む）を
使って「がん」を治療する方法

経過観察
再発予防

三大治療

三大治療のうち、いずれかを単独で行う場合や、手術後に再発予防として抗がん剤治療を行うなど、組み合わせて行う場合があります。

これからの備えをきめてみませんか？

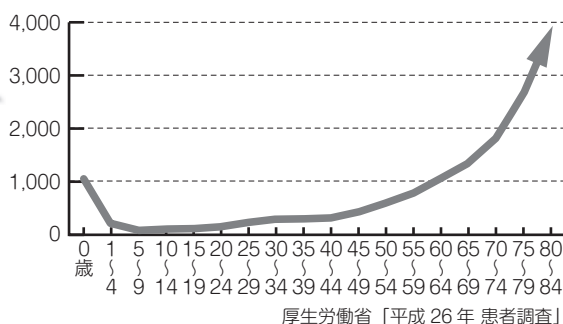
次のページへ

「生きる」を創る。
Aflac

ご存知ですか？病気・ケガについて

知っ得
ポイント①

■年齢階級別の入院受療率（人口10万対）



若いうちは
あまり実感がわかないと
思いますが、
**一般的に入院のリスクは
年齢とともに高くなります。**

知っ得
ポイント②

入院時の自己負担費用*は
1日あたり

平均21,000円



*治療費・食事代・差額ベッド代に加え、交通費（見舞いに来る家族の交通費も含む）や衣類、日用品などを含む。高額療養費制度を利用した場合は利用後の金額



◀（公財）生命保険文化センター「平成25年度 生活保障に関する調査」
過去5年間に入院し、自己負担費用を支払った人【高額療養費制度を利用した人+利用しなかった人（適用外含む）】

これからの備えをきめてみませんか？

次のページへ

新 生きるためのがん保険Days (デイズ)

保険期間：終身（抗がん剤治療特約は10年）

Aプラン 入院給付金日額5,000円		
診断給付金	1回限り	1回限り
	がん 50万円	上皮内 新生物 5万円
入院給付金	1日につき	5,000円
通院給付金	1日につき	5,000円
三大治療	手術 治療給付金	1回につき 10万円
	放射線 治療給付金	1回につき 10万円
	抗がん剤 治療給付金 ※上皮内新生物は 保障対象外	治療を 受けた 月ごと 5万円 (給付倍率2倍) 乳がん・前立腺がんの ホルモン療法のと き 治療を 受けた 月ごと 2.5万円 (給付倍率1倍)

終身

(自動更新)
10年満期

特長

1

—基本保障—
入院も通院*も
通算の日数に
制限なく保障

特長

2

—三大治療の保障—
「手術」はもちろん、
「放射線治療」「抗がん剤治療」の
三大治療にしっかり備える

※三大治療のための通院はもちろん、入院後の通院も退院後365日以内なら日数に制限なく保障

月払保険料

【集团取扱】 Aプラン 入院給付金日額5,000円 定額タイプ
解約払戻金なしタイプ

保険料払込期間：終身（抗がん剤治療特約）は10年更新

	60歳	70歳	80歳
男性	5,745円	8,360円	10,110円
女性	3,635円	4,420円	5,025円

がんを経験された方向けの商品もご用意しています。

次のページへ



がん専門相談サービス「プレミアサポート」をご利用いただけます。

プレミアサポートは株式会社 法研が提供するサービスです。
Best Doctors® およびベストドクターズは、Best Doctors, Inc. の商標です。
詳細は、<http://www.premiersupport.jp/> をご覧ください。

訪問面談
サービス

専門医紹介
ベストドクターズ® サービス（プレミアタイプ）

●保険料は被保険者の契約日における満年齢（1年未満は切捨）により決まります。●〈抗がん剤治療特約〉の更新後の保険料は更新日現在の被保険者の満年齢、保険料率により決まります。●記載の保険料および保障内容などは、2016年11月22日現在のものです。●20名様以上のご契約を条件に、個別にご契約されるより保険料はお安くなっています。●基金を脱退されても、契約をご継続いただけます（保険料は個別料率に変わります）。●詳しくは「契約概要」などをご確認ください。

ちゃんと応える
医療保険

EVER

ちゃんと応える医療保険 EVER (エヴァー)

入院給付金日額3,000円 保険期間：終身 契約年齢：満60歳から満85歳

通院なしプラン	疾病入院給付金 災害入院給付金		5日未満の入院 一律5日分	1.5万円
			5日以上入院 1日につき	3,000円
	手術 給付金	重大手術	がんに対する開頭・ 開胸・開腹手術や 心臓への開胸術など 1回につき	12万円
			入院中の手術 (重大手術を除く) 1回につき	3万円
		手術	外来による手術 (重大手術を除く) 1回につき	1.5万円
	放射線治療 給付金		1回につき	3万円

一生
生涯保障

特長

1

—入院保障—
日帰り入院から保障、
5日未満の入院の場合
「一律5日分」をお支払い*

特長

2

—手術保障—
約1,000種の手術を
保障します。

※一定期間内に再入院した場合の入院給付金のお支払いについては、「パンフレット」、または「契約概要」をご確認ください。

月払保険料

【集团取扱】 通院なしプラン 入院給付金日額3,000円
定額タイプ 三大疾病保険料払込免除特約なし

入院給付金支払限度：60日型 保険料払込期間：終身

	60歳	70歳	80歳
男性	2,667円	3,957円	5,673円
女性	2,289円	3,336円	4,812円

健康に不安のある方向けの商品もご用意しています。

次のページへ



病気・ケガをしたときの、治療費以外の不安や悩みもサポートします。

(株) ウェルネス医療情報センターは、(株) 法研が提供するサービスです。
詳細は、<http://www.iryosoudansupport.jp/> をご覧ください。

上記通院なしプランの他、通院保障がある通院ありプランもございますので保険料等、最寄りの富士オフィス&ライフサービス(株)各営業所保険窓口(裏表紙)までお問い合わせください。

●保険料は被保険者の契約日における満年齢（1年未満は切捨）により決まります。●記載の保険料および保障内容などは、2016年11月22日現在のものです。●20名様以上のご契約を条件に、個別にご契約されるより保険料はお安くなっています。●基金を脱退されても、契約をご継続いただけます（保険料は個別料率に変わります）。●詳しくは「契約概要」などをご確認ください。

(注) 保険料表に記載のない年齢の保険料は、富士オフィス&ライフサービス(株)までお問い合わせ願います。

生きるためのがん保険 寄りそうDays (デイズ)

過去にがんを経験された方のためのがん保険ができました！

ここが
ポイント！

契約年齢：満20歳～満85歳まで

保険期間：終身

入院給付金日額5,000円コース			終身
入院給付金	1日につき	5,000円	
通院給付金	1日につき	5,000円	
手術治療給付金	1回につき	10万円	
放射線治療給付金	1回につき	10万円	

「がん(悪性新生物)」の治療を受けた
最後の日から5年以上経過している
場合にお申込みいただけます。

※過去5年以内に「がん(悪性新生物)」の診断・治療を受けておらず、
また治療を受けるようにすすめられていないことが条件となります。
また健康状態によっては、ご契約をお引受けできない場合があります。

月払保険料

【集团取扱】寄りそうDays 入院給付金日額5,000円コース
保険料払込期間：終身

	60歳	70歳	80歳
男性	3,980円	4,760円	5,490円
女性	3,055円	3,520円	3,980円



がん専門相談サービス「プレミアサポート」をご利用いただけます。

プレミアサポートは株式会社 法研が提供するサービスです。
Best Doctors® およびベストドクターズは、Best Doctors, Inc. の商標です。
詳細は、<http://www.premiersupport.jp/>をご覧ください。

訪問面談
サービス

専門医紹介
ベストドクターズ® サービス (プレミアタイプ)

●保険料は被保険者の契約日における満年齢(1年未満は切捨)により決まります。●記載の保険料および保障内容などは、2016年11月22日現在のものです。●20名様以上のご契約を条件に、個別にご契約されるより保険料はお安くなっています。●基金を脱退されても、契約をご継続いただけます(保険料は個別料率に変わります)。●この保険はがん(悪性新生物)を経験された方のための商品のため、保険料が割増されています。また、ご契約に際しては、健康状態などによる制限があります。●詳しくは「契約概要」などをご確認ください。

健康に不安がある人も入りやすい

ちゃんと応える
医療保険

やさしいEVER

ちゃんと応える医療保険 やさしいEVER(エヴァー)

お引受け基準の緩和により簡単な告知でお申込みいただけます！

契約年齢：満50歳～満85歳まで

保険期間：終身

通院なしプラン	疾病入院給付金 災害入院給付金	1日につき 3,000円	一生 生涯保障
	契約日から 1年以内	1,500円	
	入院中の手術 1回につき	3万円	
	契約日から 1年以内	1.5万円	
	手術給付金	外来による手術 1回につき 1.5万円	
		契約日から 1年以内	7,500円
	放射線治療 給付金	1回につき 3万円	
		契約日から 1年以内	1.5万円

ご加入前にかかっていた病気が悪化
した場合の入院・手術なども保障

満85歳の方まで
ご契約できます

月払保険料

【集团取扱】やさしいEVER
通院なしプラン 入院給付金日額3,000円
やさしい三大疾病保険料払込免除特約なし
入院給付金支払限度：60日型 保険料払込期間：終身

	60歳	70歳	80歳
男性	3,165円	4,422円	6,282円
女性	2,937円	3,948円	5,385円



ダックの
医療相談
サポート

病気・ケガをしたときの、治療費以外の不安や悩みもサポートします。

(株) ウェルネス医療情報センターは、(株) 法研が提供するサービスです。
詳細は、<http://www.iryosoudansupport.jp/>をご覧ください。

※ [やさしいEVER] は、健康状態に不安などを抱えている方を対象に、告知項目を簡素化し、引受基準を緩和しています。このため、保険料は通常のアフラックの医療保険に比べて割増しされています。また、ご健康状態やご職業などによりご契約をお引受けできない場合があります。

●保険料は被保険者の契約日における満年齢(1年未満は切捨)により決まります。●記載の保険料および保障内容などは、2016年11月22日現在のものです。●20名様以上のご契約を条件に、個別にご契約されるより保険料はお安くなっています。●基金を脱退されても、契約をご継続いただけます(保険料は個別料率に変わります)。●詳しくは「契約概要」などをご確認ください。

(注) 保険料表に記載のない年齢の保険料は、富士オフィス&ライフサービス㈱までお問い合わせ願います。

退職者の皆さまにお勧めの その他保険のご紹介

前頁までにご紹介しました保険の他にも、様々なリスクに備えるための保険がございます。

下記に概要を掲載しました。

万一の場合に備えて、また各々のライフスタイルに合わせて、是非ご加入をご検討願います。

種目	引受保険会社・商品名	補償（保障）概要	備考
〔火災保険・地震保険〕 万一の建物・家財の焼失等の損害に備え、ご加入をお勧めします。 文字通り火災を主に補償する保険ですが、近年自然災害（台風・土砂崩れ・集中豪雨・地震）の脅威が増しています。 おとしは、茨城県や宮城県で大雨や堤防決壊による洪水により甚大な被害が発生しており、ご自宅建物・家財に被害が発生しますと修復には高額な費用がかかります。再建が困難となる場合もございます。 これらの事故・損害に対しても火災保険・地震保険で対応できますので、是非ご検討ください。	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 「タフ・住まいの保険（家庭総合保険）」 東京海上日動火災保険株式会社 「住まいの保険および地震保険」 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 「THE 住まいの保険（個人用火災総合保険）」	下記の事故により、建物・家財に損害が生じた場合に保険金額を限度に再建するための費用をお支払いします。 補償内容については、各保険会社で異なる場合がありますので、詳しくは弊社保険担当までお問い合わせ願います。 ●火災・爆発・破裂・落雷 ●水災・洪水・土砂崩れ ●自動車の飛び込みなど ●地震・津波・噴火（地震保険加入の場合）	★火災保険料のお見積りについて 建物の所在地・構造・面積・築年数等により保険料が決まりますので、同封の『加入希望書』兼『保険見積依頼書』の裏面の「火災保険見積依頼書」にご記入のうえ、提出ください。 詳細をお聞きしたうえでお見積りをご提示させていただきます。 注意）住宅金融支援機構から融資を受けて火災（地震）保険に加入されている場合はご加入いただけません。ただし家財のみのご加入は可能です。
〔定期保険（生命保険）〕 万一の死亡保障に備えて、特に富士電機グループ共済が満期となる方にお勧めです。 富士電機株及び関連会社にお勤めの場合、「Light フィットプラン」にはご契約できません。	アフラック 「Light フィットプラン」	死亡されたとき、所定の高度障害状態となったときに備えて 保険金額 200 万円からご契約頂ける保険です。	加入例：男性 65 歳 保険金額 300 万円コース 保険料 6,318 円／月 （個別取扱 2016 年 11 月現在） 保険料払込期間：10 年 70 歳までご加入いただけます。 ※商品の詳細については「契約概要」等をご覧ください。

上記以外にも様々な保険商品がございます。このページは、各保険の概要です。ご契約にあたっては必ず「重要事項等説明書」などをよくお読みください。

詳しいパンフレット・お見積もりが必要な方は、同封の「加入希望書」兼「保険見積依頼書」に氏名・ご住所等をご記入いただき、加入希望保険商品番号に○を付けてご返信願います。

なお、富士電機グループ共済にご加入の皆さまには、毎年 5 月に別途ご案内をさせていただきますので、よろしくお願い致します。

各種保険に関するご相談・お問い合わせ・資料請求等ございましたらお気軽に、
最寄の富士オフィス&ライフサービス（取扱（募集）代理店）保険窓口までお願い申し上げます。

通話無料フリーダイヤル 0120 - 501450
もご利用ください。

コレイイヨコレ



各種保険のお申し込み方法について

◆ ライフサポート保険シニア（旧：「安心くらぶ」・「団体病気入院保険」・「団体ゴルファー保険」）および「団体がん保険」をお申し込みの場合

①新規にこれらの保険にご加入される場合

加入依頼書と預金口座振替依頼書の両方のご提出が必要となります。

同封の加入依頼書と預金口座振替依頼書にご署名もしくはご捺印のうえ、返信用封筒にてご提出願います。

②昨年これらの保険にご加入された場合（中途加入を含みます）

平成21年度より自動更新制度を採用しました。

昨年と同じ保険内容（タイプまたはコース）で且つ引落口座についても変更のない方は、自動更新となります。この場合は、申込書・預金口座振替依頼書の提出は不要で、特段の手続きはございません。ただし、更新されない場合や加入タイプ・コースを変更される場合、また引き落とし口座を変更される場合には、変更内容等を加入依頼書および預金口座振替依頼書にご記入いただき、ご署名もしくはご捺印のうえ、返信用封筒にてご提出をお願いします。

なお、ライフサポート保険シニア（旧：「安心くらぶ」・「団体病気入院保険」・「団体ゴルファー保険」・「団体がん保険」）のいずれも平成29年4月1日以降も随時加入を承りますが、今年度の保険終期は、平成30年4月1日となり、ご加入時期で保険料が異なりますので、お問い合わせください。詳しくは、最寄の富士オフィス&ライフサービス各営業所保険担当までご確認のうえ、お申し込み願います。



◆ 「自動車保険」をお申し込みの場合

先ず保険料のお見積もりをさせていただきます。

同封の「加入希望書」兼「保険見積依頼書」でご依頼ください。

現在富士オフィス&ライフサービス以外で自動車保険にご加入されている方は、保険証券のコピーおよび車検証のコピーを併せてご提出いただくと、お見積もりが早く、正確に作成できます。

保険料がどのくらい節約できるか、ご確認のうえ、お申し込みください。



◆ 「火災保険」をお申し込みの場合

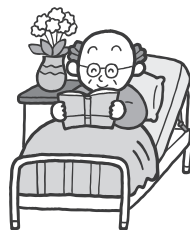
同封の「火災保険お見積依頼書」に、物件の詳細をご記入のうえ、同封の返信用封筒にてご投函下さい。先ずは、いただいた情報によりお見積をご提示させていただき、その後詳細についてお打合せのうえ、書面によりお申し込みいただきます。

◆ アフラックの「新 生きるためのがん保険Days」・「ちゃんと応える医療保険EVER」・「やさしいEVER」など他の保険にお申し込みをされる場合

同封の「加入希望書」兼「保険見積依頼書」の該当欄に○を付してご提出ください。

別途正式な申込書をお届けします。

保険の種類によっては、年齢条件や健康状態などによりご加入いただけない場合がございますが、あらかじめご了承ください。



各種保険に関するご相談・お問い合わせ・資料請求等ございましたらお気軽に、
最寄の富士オフィス&ライフサービス 保険窓口までお願い申し上げます。

通話無料フリーダイヤル 0120 - 501450

コレイイヨコレ

もご利用ください。



保険商品概要説明集

掲載されている各種保険商品の概要を次ページ以降に記載しました。
ご加入される保険の内容をご確認ください。

◇「傷害コース」	}	 P 29～44
◇「疾病コース」		
◇「ゴルファーコース」		
◇「団体がんコース」		 P 45～51

補償（保障）内容等に関するお問い合わせは、お気軽
に最寄りの富士オフィス&ライフサービス保険窓口
（巻末を参照ください。）までご連絡願います。



富士オフィス&ライフサービス

重要事項説明書〔契約概要・注意喚起情報のご説明〕 団体総合生活保険にご加入いただく皆様へ

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。
※ご家族等を保険の対象となる方とする場合には、本内容を保険の対象となる方全にご説明ください。
※ご不明な点や疑問点がありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

〔マークのご説明〕



保険商品の内容を
ご理解いただくための事項



ご加入に際してお客様にとって不利益になる
事項等、特にご注意いただきたい事項

I ご加入前におけるご確認事項

1 商品の仕組み



この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。基本となる補償、ご加入者のお申し出により任意にご加入いただける特約等はパンフレットに記載のとおりです。ご契約者となる団体やご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

2 基本となる補償および主な特約の概要等



基本となる補償の“保険金をお支払いする主な場合”、“保険金をお支払いしない主な場合”や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

3 補償の重複に関するご注意



以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約*1を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください*2。

●個人賠償責任補償特約 ●借家人賠償責任補償特約 ●受託品賠償責任補償特約 ●携行品特約 ●住宅内生活用動産特約 ●ホールインワン・アルパトロス費用補償特約 ●救済費用等補償特約

*1 団体総合生活保険以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動（以下、「弊社」といいます。）以外の保険契約を含みます。

*2 1契約のみにセットする場合、将来、そのご契約を解約したときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

4 保険金額等の設定



この保険での保険金額はあらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。医療補償においては、保険期間の途中でご加入者からの申し出による保険金額の増額等はできません。

5 保険期間および補償の開始・終了時期



ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パンフレット等をご確認ください。保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金お支払いの対象とならない期間がありますので、詳しくはパンフレット等にてご確認ください。

6 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み



保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。

(2) 保険料の払込方法



払込方法・払込回数については、パンフレット等をご確認ください。

(3) 保険料の一括払込みが必要な場合について



（※団体構成員またはそのご家族等から、ご加入者を募集する所定の団体契約で、保険料負担者がご加入者のご契約が対象となります。）
ご加入者が以下の事由に該当した場合、そのご加入者の残りの保険料を一括して払込みいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

- ①退職等により給与の支払いを受けられなくなった場合
- ②脱退や退職等により、その構成員でなくなった場合
- ③資本関係の変更により、お勤めの企業が親会社の系列会社でなくなった場合
- ④ご加入者の加入部分*1に相当する保険料が、集金日の属する月の翌月末までに集金されなかった場合 等

※保険期間の開始後、保険料の払込み前に事故が発生していた場合、その後、ご契約者を経て保険料を払込みいただく場合は保険金をお支払いします。

ただし、保険料を払込みいただけない場合には、ご加入者の加入部分*1について、保険金をお支払いできず、お支払いした保険金を回収させていただくことや、ご加入者の加入部分*1を解除することがありますのでご注意ください。

※医療補償が解除となった後、新たにご加入される場合には、新たなご加入について、保険の対象となる方の健康状態等によりお引受けをお断りさせていただくことや補償対象外となる病気・症状が新たに設定されることがあります。その他ご注意ください内容につきましては、後記「II-1告知義務」をご確認ください。

*1 ご加入者によってご加入された、すべての保険の対象となる方およびすべての補償をいいます（例えば、加入内容変更による変更保険料を払込みいただけない場合、変更保険料を払込みいただけない補償だけでなく、ご加入されているすべての保険の対象となる方およびすべての補償が対象となります。）。

7 満期返れい金・契約者配当金



この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

Ⅱ ご加入時におけるご注意事項



1 告知義務

加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)ですので、正確に記載してください(弊社の代理店には、告知受領権があります。)。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については後記「Ⅲ-1 通知義務等」をご参照ください。

なお、告知事項は、お引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、★や☆のマークが付された事項が告知事項にあたらない場合もあります。お引受けする補償ごとの告知事項は下表をご確認ください(項目名は補償によって異なる場合があります。)。また、ご加入後に加入内容変更として下表の補償を追加する場合も同様に、変更時点での下表の事項が告知事項となります。

[告知事項・通知事項一覧]

★:告知事項 ☆:告知事項かつ通知事項

基本補償・特約 項目名	傷害補償	医療補償	個人賠償責任 借家人賠償責任 携行品 住宅内生活用動産 救援者費用等
生年月日	★*1	★	★*2
性別	—	★	—
職業・職務*3	☆*4	—	—
健康状態告知*5	—	★	—

※すべての補償について「他の保険契約等*6」を締結されている場合はその内容についても告知事項(★)となります。

*1 こども傷害補償以外の場合には、告知事項とはなりません。

*2 こども傷害補償にご加入されていない場合には、告知事項とはなりません。

*3 新たに職業に就いた場合や就いていた職業をやめた場合を含みます。

*4 交通事故傷害危険のみ補償特約、ゴルフ中の傷害危険のみ補償特約をセットいただいた場合には、告知事項・通知事項とはなりません。

*5 新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合のみとなります。

*6 この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約のことです。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、弊社にて保険のお引受けができない場合があります。

[医療補償の「告知」(健康状態告知書)]

①告知義務について

保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い方や危険な職業に従事している方等が他の方と同じ条件でご加入されると、保険料負担の公平性が保たれません。このため、ご加入にあたっては、必ず保険の対象となる方ご自身が、過去のご病気やケガ、現在の健康状態、身体の障害状態等について「健康状態告知書」で弊社がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくご回答ください。

②過去に病気やケガをされたことがある方等への引受対応について

弊社では、ご加入者間の公平性を保つため、お客様のお身体の状態に応じた引受対応を行うことがあります。過去に病気やケガをされたことがある場合等でも、その内容によってはお引受けすることがあります(お引受けできないことや、「特定疾病等不担保」という特別な条件をつけてご加入内容を制限してお引受けすることもあります。)。

③告知が事実と相違する場合

告知していただく事柄は、告知書に記載してあります。もし、これらについて、その事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日*7から1年以内であれば、弊社は「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります*8。

●責任開始日*7から1年を経過していても、保険金の支払事由が1年以内に発生していた場合には、ご加入を解除することがあります。

●ご加入を解除した場合には、たとえ保険金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません*9(ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金をお支払いすることがあります。)

*7 ご加入を更新されている場合は、告知されなかったり、事実と違うことを告知されたご契約の支払責任の開始日をいいます。

*8 更新時に補償内容をアップされた場合は、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。

*9 更新時に補償内容をアップされた部分を解除した場合は、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いすることはできません。

<前記以外で、保険金をお支払いできない場合>

前記のご加入を解除させていただく場合以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消し等を理由として、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる1年経過後にもご加入を取消し等させていただくことがあります。

(例)「現在の医療水準では治ゆが困難な病気・症状について故意に告知されなかった場合」等

④告知内容の確認について

ご加入後、または保険金のご請求等の際、告知内容についてご確認させていただく場合があります。



2 クーリングオフ

ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。



3 保険金受取人

[傷害補償]

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合*1は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください(指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。)。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に対し、この保険への加入についてご説明くださいますようお願い申し上げます。

死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお申し出ください。

*1 家族型補償(本人型以外)の場合、ご本人以外の保険の対象となる方について、死亡保険金受取人を特定の方に指定することはできません。



4 現在のご加入の解約・減額を前提とした新たなご契約のご注意

現在のご加入を解約・減額等をするを前提に、新たな保険契約へのご加入をご検討される場合は、特に以下の点にご注意ください。

- ・補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険料については、保険期間の初日の保険の対象となる方の年齢により計算されます。
- ・新たにご加入の保険契約の保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、解約・減額される契約と異なることがあります。
- ・保険の対象となる方の健康状態等により、引受けをお断りする場合や補償対象外となる病気・症状を設定のうえでお引受けをさせていただく場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約に対しても告知義務がありますので、告知義務違反による解除や詐欺による契約の取消しが適用される場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険始期前に被った傷病に対しては、保険金が支払われない場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険始期日と責任開始日が異なる場合があります（例えば、乗換えて新たにご加入の保険契約が「がん補償」である場合、保険始期日からその日を含めて90日を経過した日の翌日の午前0時より前の期間については、保険金をお支払いできません。この期間中に現在のご加入を解約するとがんの補償のない期間が発生します。）。

Ⅲ ご加入後におけるご注意事項



1 通知義務等

[通知事項]

加入依頼書等に☆のマークが付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合には、遅滞なくパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項はお引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあたらない場合もあります。お引受けする補償ごとの通知事項は、前記「Ⅱ-1 告知義務 [告知事項・通知事項一覧]」をご参照ください。

[その他ご連絡いただきたい事項]

●すべての補償共通

ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なくパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

[ご加入後の変更]

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までには補償を継続することが可能なケースがありますので、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

ご加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、パンフレット等記載のお問い合わせ先の担当者に、その旨をお伝えいただけますようお願いいたします。



2 解約されるとき

ご加入を解約される場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

- ・ご加入内容および解約の条件によっては、弊社所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求*1することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
- ・返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間*2に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。
- ・満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。

*1 解約日以降に請求することがあります。

*2 始期日からその日を含めて解約日まで、既に経過した期間をいいます。



3 保険の対象となる方からのお申出による解約

傷害補償・医療補償においては、保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願い申し上げます。



4 満期を迎えるとき

[保険期間終了後、補償の更新を制限させていただく場合]

- 保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の補償の更新をお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがあります。
- 弊社が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

[更新後契約の保険料]

保険料は、補償ごとに、更新日現在の年齢および保険料率等によって計算します。したがって、その補償の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なる場合があります。

[補償対象外となる病気・症状を設定してお引受けしている場合]

医療補償において、更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されている場合であっても、更新にあたり新たに「健康状態告知書」のすべての質問事項について告知いただくことで、補償対象外となる病気・症状を設定しない加入内容に変更できる場合があります。ただし、新たにいただいた告知の内容により、お引受けをお断りさせていただくことや補償対象外となる病気・症状が新たに設定されることがありますので、ご注意ください。

【更新後契約の補償内容を拡充する場合】

医療補償において、更新時に保険の対象となる方の追加や保険金額の高いタイプへの変更、口数の増加等、補償内容をアップする場合には、再度告知が必要となります。正しく告知をいただけない場合には、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。ご加入を解除する場合、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いできないことがあります。

【保険金請求忘れのご確認】

ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先まですぐにご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。更新前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

【更新加入依頼書等記載の内容】

更新加入依頼書等に記載しているご加入者(団体の構成員)の氏名(ふりがな)、社員コード、所属等について確認いただき、変更があれば訂正いただきますようお願いいたします。また、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、変更がある場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせくださいますようお願いいたします。

【ご加入内容を変更されている場合】

ご加入内容を変更されている場合、お手元の更新加入依頼書等には反映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契約はこの更新加入依頼書等記載の内容にかかわらず、満期日時点のご加入内容にて更新されます。

IV その他ご留意いただきたいこと



1 個人情報の取扱い

- 保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。
 - ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
 - ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
 - ③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
 - ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、再保険引受会社等に提供すること
 - ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
 - ⑥契約の安定的な運用を図るために、加入者の保険金請求情報等を契約者に対して提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>)および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。
- 損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

2 ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

- 傷害補償で、ご加入者以外の方を保険の対象となる方とするご加入について死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかった場合、ご加入は無効になります。
- がん補償について、以下に該当する事由がある場合、ご加入は無効になります。
 - ①この保険が継続されてきた最初のご加入(初年度契約といえます。))の保険始期前に、保険の対象となる方ががんと診断確定されていた場合
 - ②保険金受取人を保険の対象となる方以外の方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかったとき(その保険の対象となる方を保険金受取人にする場合は除きます。)
- ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、弊社はご加入を解除することができます。
- その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。



3 保険会社破綻時の取扱い等

- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下表のとおりとなります。

補償内容	保険期間	経営破綻した場合等のお取扱い
傷害補償、賠償責任に関する補償、財産に関する補償、費用に関する補償	1年以内	原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。
	1年超	原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回ることがあります。
所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償		

4 その他ご加入に関するご注意事項

- 弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、弊社代理店と有効に成立したご契約については弊社と直接締結されたものとなります。



- 加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、パンフレット等および加入依頼書控え等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点がありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。
- ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社については、後記「共同保険引受保険会社について」をご確認ください。

5 事故が起こったとき

- 事故が発生した場合には、直ちに「医療補償については30日以内に」パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。
- 賠償責任に関する補償において、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず弊社とご相談いただきながらおすすめてください。
- 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
 - ・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
 - ・弊社の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等（からだに関する補償においては弊社の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。）
 - ・弊社の定める就業不能状況記入書
 - ・弊社の定める就業障害状況報告書
 - ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、弊社が支払うべき保険金の額を算出するための書類
 - ・高額療養費制度による給付額が確認できる書類
 - ・附加給付の支給額が確認できる書類
 - ・弊社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
 - ・所得を証明する書類
- 保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がいない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者または3親等内のご親族（あわせて「ご家族」といいます。）のうち弊社所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願い申し上げます。
- 保険金請求権には時効（3年）がありますのでご注意ください。
- 損害が生じたことにより保険の対象となる方が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、弊社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は弊社に移転します。
- 賠償責任に関する補償において、保険の対象となる方が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、以下の場合に限られます。
 1. 保険の対象となる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
 2. 相手方が保険の対象となる方への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
 3. 保険の対象となる方の指図に基づき、弊社から相手方に対して直接、保険金を支払う場合

東京海上日動安心110番（事故受付センター）のご連絡先は、後記をご参照ください。

東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご意見・ご相談等はパンフレット等記載のお問い合わせ先にて承ります。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。（<http://www.sonpo.or.jp/>）



0570-022808



通話料
有料

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。
受付時間：平日 午前9時15分～午後5時
（土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。）

<共同保険引受保険会社について>

引受保険会社	引受割合	引受保険会社	引受割合

本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、「団体総合生活保険 普通保険約款および特約」に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、弊社ホームページでご参照ください（ご契約により内容が異なっていたり、ホームページに保険約款を掲載していない商品もあります）。ご不明点等がある場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

インターネット等によりお手続きされる場合は、加入依頼書等へ記載することにかえて、画面上に入力してください。また、本説明書中の「健康状態告知書」は「健康状態の告知の画面」と読み替えてください。

東京海上日動のホームページのご案内
<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>

東京海上日動安心110番 （事故受付センター）

事故のご連絡・ご相談は全国どこからでも
「東京海上日動安心110番」へ



0120-119-110

受付時間：24時間365日
携帯電話のアドレス帳登録はこちら
（「ア」行に登録できます）



東京海上日動火災保険株式会社

07E1-GJ05-11046-201601

<2016年10月1日以降始期契約用>

承認番号：2016年12月16-T21359

ご加入内容確認事項(意向確認事項)

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。
お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。
なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書でご確認ください。
万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご検討ください。
☐ 保険金をお支払いする主な場合
☐ 保険期間
☐ 保険の対象となる方
☐ 保険金額、免責金額(自己負担額)
☐ 保険料・保険料払込方法
2. 加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

【ご加入いただく補償に応じてご確認ください事項】

確認事項	傷害補償	医療補償
☐ <u>加入依頼書等の「生年月日」または「満年齢」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか</u>	—	○
☐ <u>加入依頼書等の「職業・職務」欄、「職種級別」欄は正しくご記入いただいていますか？</u> ※各区分(AまたはB)に該当する職業例は下記のとおりです。 ☒ <u>職種級別Aに該当する方：</u> <u>「事務従事者」、「販売従事者」等、下記の職種級別Bに該当しない方</u> ☒ <u>職種級別Bに該当する方：</u> <u>「自動車運転者」、「建設作業者」、「農林業作業者」、「漁業作業者」、「採鉱・採石作業者」、「木・竹・草・つる製品製造作業者」</u> <u>(以上、6 職種)</u> ※ゴルフ中の傷害危険のみ補償特約をセットしている場合には、確認不要です。	○	—
☒ <u>「健康状態告知が必要な場合のみ」ご確認ください。</u> ☐ 保険の対象となる方によって「 <u>健康状態告知</u> 」欄に正しく告知いただいていますか？	—	○

【すべての補償に共通してご確認ください事項】

☐ 加入依頼書等の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか？

3. 重要事項説明書の内容についてご確認くださいましたか？

特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」、「補償の重複に関するご注意*1」についてご確認ください。
*1例えば、個人賠償責任補償特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

※インターネット等によりお手続きされる場合は、本確認事項中の「記入」を「入力」と読み替えてください。

東京海上日動火災保険株式会社

07E1-GJ05-11046-201601

<2016年10月1日以降始期契約用>

■団体総合生活保険 補償の概要等

保険期間：1年

※ご加入いただくタイプによっては保険金お支払いの対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料」表をご確認ください。

【傷害補償】 基本コース・傷害補償

「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガ*1をした場合に保険金をお支払いします。

*1 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。

保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動(以下「弊社」といいます。)は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

詳細は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
傷害補償基本特約	死亡保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。	・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ(その方が受け取るべき金額部分) ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ ・無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ ・脳疾患、疾病または心神喪失およびこれらによって生じたケガ ・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ ・外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によって生じたケガ ・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ ・自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの等
	後遺障害保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。 ※1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
	入院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合 ▶入院保険金日額に入院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日を限度とします。 ※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。	
	手術保険金	治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1または先進医療*2に該当する所定の手術を受けられた場合 ▶入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限りです。*3 *1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。 *2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限りです。)をいいます(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください)。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません(保険期間中に対象となる先進医療は変動します。) *3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。	
	通院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます。)された場合 ▶通院保険金日額に通院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、お支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度とします。 ※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位の骨折等のためにギプス等*1を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。 *1 ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するものをいい、頸椎固定用シーネ、頸椎カラー、頸部のコルセット、鎖骨固定帯、胸部固定帯、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーター、テーピングその他着脱が容易なものは除きます。	

＜その他の主な特約とその概要＞

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
特定感染症危険補償特約	特定感染症の発病によって以下のような状態となった場合 ●発病の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ●医師等の治療を必要とし、発病の日からその日を含めて180日以内に入院された場合（法律により「就業制限」された場合を含みます。） ●医師等の治療を必要とし、発病の日からその日を含めて180日以内に通院（往診を含みます。）された場合 ▶傷害補償基本特約のうちの後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金の各保険金をお支払いします（なお、お支払内容の詳細は、傷害補償基本特約の各保険金をご確認ください。）。 ※特定感染症とは… 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症予防法）」に規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症をいいます。	・地震・噴火またはこれらによる津波によって発病した特定感染症 ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって発病した特定感染症 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって発病した特定感染症（その方が受け取るべき金額部分） ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって発病した特定感染症 ・傷害補償基本特約の規定により保険金をお支払いするケガに起因する特定感染症 ・保険期間の初日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症（更新の場合を除きます。） 等

【賠償責任に関する補償】 オプション1 共通パッケージ 基本コース（個人賠償責任）

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
個人賠償責任補償特約	国内外において以下のような事故により、他人にケガ等をさせたり、他人の財物を壊して法律上の損害賠償責任を負う場合 ●日常生活に起因する偶然な事故 ●保険の対象となる方ご本人が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ▶1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。 ※国内での事故（訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）に限り、示談交渉は原則として弊社が行います。 ※弊社との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、弊社は相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。	・ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・職務の遂行に直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任*1）によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・借りた財物を壊したことによる、その持ち主に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・航空機、船舶、車両*2または銃器（空気銃を除きます。）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 等 *1 保険の対象となる方がゴルフの競技または指導を職業としている方以外の場合、ゴルフの練習、競技または指導*3中に生じた事故による損害賠償責任は除きます。 *2 ゴルフ場構内におけるゴルフ・カートを除きますが、運転するゴルフ・カート自体の損壊等は補償の対象となりません。 *3 ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。

【賠償責任に関する補償】 オプション1 共通パッケージ 受託品賠償責任

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
受託品賠償責任補償特約	国内で受託した家財(受託品)が、国内外での住宅内に保管または一時的に住宅外で管理されている間に損壊・盗取されたことにより、受託品について正当な権利を有する方に対して法律上の損害賠償責任を負う場合 ▶損害額(損害賠償責任の額)から免責金額(自己負担額:1事故について5,000円)を差し引いた額を、保険期間を通じて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。ただし、損害額は時価額*1を限度とします。 ※示談交渉は弊社では行いません。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 ※以下のものは補償の対象となりません。 ・自動車・自転車、船舶等 ・携帯電話、ノート型パソコン等 ・手形その他の有価証券等 ・設備・什器や商品・製品等 ・乗車券、通貨等 ・データやプログラム等の無体物 ・サーフボード、ラジコン模型等 ・コンタクトレンズ、眼鏡等 ・クレジットカードや稿本、設計書、帳簿等 ・動物、植物等の生物 ・貴金属、宝石、美術品等 等 *1 同じものを新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗分を控除して算出した金額をいいます。	・ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の故意によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・職務の遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任)によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・航空機、船舶または銃器(空気銃を除きます。)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・受託品を使用不能にしたことに起因する損害賠償責任(収益減少等)によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為による損害 ・無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害 ・差し押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ・受託品が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害 ・自然の消耗またはさび・かび等による損害 ・すり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち等の単なる外観上の損傷であってその保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 ・受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ・電氣的または機械的事故に起因する損害 ・受託品の置き忘れまたは紛失(置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。)に起因する損害 等

【財産に関する補償】 オプション1 共通パッケージ 基本コース(携行品損害)

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
携行品特約	国内外での、保険の対象となる方が所有する、一時的に持ち出された家財や携行中の家財に損害が生じた場合 ▶ 損害額(修理費)から免責金額(自己負担額:1事故について5,000円)を差し引いた額を、保険期間を通じて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。ただし、損害額は時価額*1を限度とします。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 ※以下のものは補償の対象となりません。 - 自動車・自転車、船舶等 - 携帯電話、ノート型パソコン等 - 手形その他の有価証券(小切手は含みません。)等 - クレジットカードや稿本、設計書、帳簿等 - 動物、植物等の生物 - サーフボード、ラジコン模型等 - コンタクトレンズ、眼鏡等 - 設備・じゅう器や商品・製品等 - データやプログラム等の無体物等 *1 同じものを新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗分を控除して算出した金額をいいます。	- ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の故意または重大な過失によって生じた損害 - 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 - 保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為による損害 - 無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害 - 差し押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 - 保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害 - 自然の消耗またはさび・かび等による損害 - すり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち等の単なる外観上の損傷であってその保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 - 保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 - 電氣的または機械的事故に起因する損害 - 保険の対象の置き忘れまたは紛失(置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。)に起因する損害 - 保険の対象となる方の居住する住宅内(敷地を含みません。)で生じた事故による損害 等

【費用に関する補償】 オプション1 共通パッケージ 基本コース(救済者費用等)

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
救済者費用等補償特約	国内外において以下のような事由により、保険の対象となる方またはその親族等が捜索費用や現地へ赴くための交通費・宿泊料等を負担した場合 ● 保険の対象となる方が搭乗している航空機・船舶が行方不明になった場合 ● 急激かつ偶然な外来の事故により、保険の対象となる方の生死が確認できない場合または、緊急の捜索・救助活動を要する状態になったことが公的機関により確認された場合 ● 保険の対象となる方の居住に使用される住宅外において被った急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため、保険の対象となる方が事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または継続して14日以上入院した場合 ▶ 1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 等	- ご契約者または保険の対象となる方等の故意または重大な過失によって生じた損害 - 保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた損害(その方が受け取るべき金額部分) - 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 - 保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた損害 - 無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転をしている場合に生じた事故によって生じた損害 - 脳疾患、疾病または心神喪失によって生じた損害 - 妊娠、出産、早産または流産によって生じた損害 - 外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によって生じた損害 - ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって生じた損害 - むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる損害 等

ライフサポート保険シニア「傷害コース」

引受保険会社：東京海上日動火災保険株式会社

【費用に関する補償】 オプション2・ホールインワン

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
ホールインワン・アルバトロス費用補償特約	国内の9ホール以上を有するゴルフ場においてパー35以上の9ホールを正規にラウンドし、1名以上の他の競技者を同伴したゴルフのプレー中に、下記のいずれかのホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合 ● 同伴競技者および同伴キャディ等*1の両方が目撃したホールインワンまたはアルバトロス(公式競技の場合は、同伴競技者または同伴キャディ等*1のいずれかが目撃したホールインワンまたはアルバトロス) ● 記録媒体に記録されたビデオ映像等により客観的に達成を確認できるホールインワンまたはアルバトロス ▶ 達成のお祝いとして実際にかかった費用等*2を、1回のホールインワンまたはアルバトロスについて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。 ※「ホールインワン・アルバトロス費用」は複数のご契約にご加入いただいても、その中で最も高い保険金額が複数のご契約を通算しての支払限度額となります。 既に「ホールインワン・アルバトロス費用」を補償する他の保険契約にご加入いただいている場合には、補償内容を十分ご確認ください。 *1 同伴キャディ、ゴルフ場の使用人や関連業者、公式競技の競技委員、先行・後続のパーティのプレイヤー等をいいます。ただし、同伴キャディ以外の者で、保険の対象となる方または同伴競技者のゴルフプレーに同行する、ゴルフプレーを行わない者は含みません。 *2 慣習として負担する贈呈用記念品購入費用、祝賀会費用、ゴルフ場に対する記念植樹費用、同伴キャディに対する祝儀等が対象となります。	・保険の対象となる方がゴルフ場の経営者である場合、その保険の対象となる方が経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス ・保険の対象となる方がゴルフ場の使用人である場合、その保険の対象となる方が実際に使用されているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス ・ゴルフの競技または指導を職業としている方が達成したホールインワンまたはアルバトロス ・パターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツ 等

【財産に関する補償】 オプション3・傷害特約(家財)

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
住宅内生活用動産特約	国内での保険の対象となる方の居住に使用する住宅内(敷地を含みません。)に所在し、保険の対象となる方が所有する家財*1に損害が生じた場合 ▶ 損害額(修理費)から免責金額(自己負担額:1事故について5,000円)を差し引いた額を、保険期間を通じて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。 ただし、損害額は時価額*2を限度(乗車券、通貨等は合計5万円、貴金属、宝石、美術品等は1個あたり30万円を限度)とします。また、臨時費用、残存物取片づけ費用、失火見舞費用もお支払いします。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 ※以下のものは補償の対象となりません。 ・自動車・自転車、船舶等 ・携帯電話、ノート型パソコン等 ・手形その他の有価証券(小切手は含みません。)等 ・クレジットカードや稿本、設計書、帳簿等 ・動物、植物等の生物 ・サーフボード、ラジコン模型等 ・コンタクトレンズ、眼鏡等 ・設備・什器や商品・製品等 ・データやプログラム等の無体物等 *1 以下の場所に所在し、保険の対象となる方が所有する家財も含みます。 ・保険の対象となる方の単身赴任先 ・保険の対象となる方にお子様も含む場合は、お子様の就学に伴う下宿先 *2 同じものを新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗分を控除して算出した金額をいいます。	・ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の故意または重大な過失によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為による損害 ・無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害 ・差し押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ・保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害 ・自然の消耗またはさび・かび等による損害 ・すり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち等の単なる外観上の損傷であってその保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 ・保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ・電氣的または機械的事故に起因する損害 ・保険の対象の置き忘れまたは紛失(置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。)に起因する損害 等

告知の大切さについて、 ご説明させていただきます。

医療補償に新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合※1には、保険の対象となる方(被保険者)について健康状態の告知が必要です。

※1 更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されており、告知書ご記入時点で、告知書記載の質問すべてのご回答が「なし」となる場合を含みます(更新後契約については補償対象外となる病気・症状を補償対象にすることができます。告知書にご回答がない場合には、更新前契約と同条件での更新となります。)。

※医療補償で家族タイプにご加入される場合には、保険の対象となる方(被保険者)ご本人のほか、配偶者様や満23歳未満のお子様全員についても告知が必要です。

告知書は保険の対象となる方ご自身がありのままにご記入ください。※1

告知の内容が正しくない場合には、ご加入が解除され、
保険金をお受け取りいただけないことがあります。※2

※1 ご家族の方を保険の対象とする場合は、ご家族の方ご自身がご記入ください。

※2 更新時に補償内容をアップされた場合、補償内容をアップされた部分が解除され、保険金をお受け取りいただけないことがあります。

過去に病気やケガをされたことがある場合、お引受けは
次のA～Cのいずれかになります。

- A お引受けいたします(補償対象外となる病気・症状の設定はありません。)
- B 補償対象外となる病気・症状を設定のうえ、お引受けいたします(なお、更新時の補償内容アップの際に補償対象外となる病気・症状が設定された場合は、補償内容をアップされた部分だけでなく、従来よりご加入されている部分についてもその病気・症状は補償対象外となりますのでご注意ください。)
- C 今回はお引受けできません。

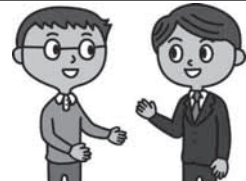
(*)詳細は告知書をご確認ください。

過去に病気やケガをしたことがあったら、
契約はどうなるのか



お申込み後、保険金請求時等に、告知内容について
ご確認ください場合があります。

えっと、
1年前に…



告知内容を
確認させて
ください。

告知いただく内容例※3は次のとおりです。

- ① 入院または手術の有無(予定を含みます)
- ② 告知書記載の特定の疾病に関する、過去2年以内の医師の指示による検査・治療(投薬の指示を含みます)の有無
- ③ 過去2年以内の健康診断・人間ドックにおける異常指摘の有無 等

※3 告知いただく内容は、保険種類等によって異なりますのでご注意ください。

以下のケースもすべて告知が必要です。

- 現在、医師に手術をすすめられている。
- 過去2年以内に告知書記載の特定の疾病について医師の指示による投薬を受けていたが、現在は完治している。

詳しくは加入依頼書等の告知項目をご確認ください。

ご注意ください。

告知書の質問をよくお読みいただき、ご記入ください。

新たな保険契約への切替の場合、新たに告知が必要となる等のご注意いただきたい事項があります。
詳しくは、重要事項説明書記載の注意喚起情報をご確認ください。

告知すべき内容を後日思い出された場合には、パンフレット等に記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

医療補償については、支払責任の開始する日より前に被っているケガまたは病気・症状を原因として、支払責任を開始する日以降に就業不能や入院等をされた場合には、その原因が告知対象外のケガまたは病気・症状であったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金お支払いの対象とならないことがあります(ただし、支払責任の開始する日から1年を経過した後に開始した就業不能や入院等については、保険金お支払いの対象となります。なお、その場合でも、ご加入時に補償対象外に設定された病気・症状による就業不能や入院等については保険金お支払いの対象とはなりませんのでご注意ください。)

※お客様控のない加入依頼書の場合は、お手数ですがコピーをお取りいただき大切に保管してください。

※インターネット等によりお手続きされる場合には、告知書を記入することにかえて、画面上に入力してください。

また、本資料中の「告知書」は「健康状態告知の告知画面」と読み替えてください。

この資料は告知の大切さについて、その概要を記載したものです。

告知に関するお問い合わせは、パンフレット等に記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

よろしくお願
いいたします。



東京海上日動火災保険株式会社

07ut-GJ05-07475-201302

【医療補償】

病気等により、保険の対象となる方が入院・手術をされた場合等（介護療養型医療施設における入院・手術等を除きます。）に保険金をお支払いします。この補償については、死亡に対する補償はありません。

保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。詳細は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

【医療補償】

		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
医療補償基本特約	疾病入院保険金	病気によって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその治療のため入院を開始し、その入院の日数が疾病入院免責日数*1を超えた場合 ▶疾病入院保険金日額に入院した日数（入院日数－疾病入院免責日数*1）を乗じた額をお支払いします。 ただし、1回の入院について、疾病入院保険金支払限度日数*2を限度（疾病入院免責日数*1は含みません。）とします。 ※疾病入院保険金が支払われる入院中、さらに別の病気をされても疾病入院保険金は重複してはお支払いできません。 *1 保険金をお支払いしない日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。 *2 1回の入院に対して保険金をお支払いする限度日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。	・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気やケガ*1 ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気やケガ ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気やケガ（その方が受け取るべき金額部分） ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガ ・無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転をしている場合に生じた病気やケガ ・精神障害を原因とする事故によって被ったケガ ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用によって生じた病気やケガ
	疾病手術保険金	病気の治療のため、保険期間中に公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1を受けられた場合 ▶以下の金額をお支払いします。 ・重大手術（詳細は欄外ご参照）：疾病入院保険金日額の40倍 ・上記以外の入院中の手術：疾病入院保険金日額の10倍 ・上記以外の入院を伴わない手術：疾病入院保険金日額の5倍 *1 傷の処置、切開術（皮膚、鼓膜）、抜歯等お支払いの対象外の手術やお支払回数に制限がある手術（時期を同じくして2種類以上の手術を受けた場合等）があります。	・アルコール依存および薬物依存 ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といえます。）の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ*2*3 等
	放射線治療保険金	病気やケガの治療のため保険期間中に公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線治療*1を受けられた場合 ▶疾病入院保険金日額の10倍の額をお支払いします。 *1 血液照射を除きます。お支払いの対象となる放射線治療を複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回の支払を限度とします。	*1 該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。 *2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガについても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に保険金支払事由に該当したときは、保険金のお支払いの対象とします。 *3 告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払いの対象とならないことがあります。

※「1回の入院」とは次のいずれかに該当する入院をいいます。

- ・入院を開始してから退院するまでの継続した入院
- ・退院後、その日を含めて180日を経過した日までに再入院した場合で、その再入院が前の入院の原因となった病気やケガ（医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。）によるものであるときは、再入院と前の入院を合わせた入院

※「重大手術」とは以下の手術をいいます。ただし、腹腔鏡・胸腔鏡・穿頭は除きます。（重大手術の支払倍率変更に関する特約が自動セットされています。）

- ①がんに対する開頭・開胸・開腹手術および四肢切断術
- ②脊髄腫瘍摘出術、頭蓋内腫瘍開頭摘出術、縦隔腫瘍開胸摘出術
- ③心臓・大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈への開胸・開腹術
- ④日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・脾臓・腎臓の全体または一部の移植手術

その他の特約についての説明は、P42となります。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
退院後通院保険金特約（退院後通院保険金用）	保険期間中に疾病入院保険金が支払われる入院をし、退院した後、その病気によって医師等の治療を必要とし、かつ、以下のような通院をされた場合 ●入院の原因となった病気の治療のための通院（往診を含みます。）であること ●退院日の翌日からその日を含めて180日以内に行われた通院であること ▶退院後通院保険金日額に通院日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。 ただし、1回の入院後の通院について、90日を限度とします。 ※疾病入院保険金と重複してはお支払いできません。また、2つ以上の病気やケガのために1回の通院をした場合は、1回の通院とみなし、保険金は重複してはお支払いできません。	（医療補償基本特約と同じ）
先進医療特約	病気やケガによって、保険期間中に先進医療を受けられた場合 ▶先進医療の技術に係る費用に応じて疾病入院保険金日額の10倍～610倍の額をお支払いします。 ※「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるもの）に限ります。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。）。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動します。）。	

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
成人病追加支払特約	成人病入院保険金 成人病（悪性新生物（がん）、糖尿病、心疾患、高血圧性疾患、脳血管疾患）によって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその治療のため入院を開始し、その入院の日数が疾病入院免責日数＊1を超えた場合 ▶疾病入院保険金日額に入院した日数（入院日数－疾病入院免責日数＊1）を乗じた額をお支払いします。 ただし、1回の入院について、疾病入院保険金支払限度日数＊2を限度（疾病入院免責日数＊1は含みません。）とします。 ※成人病入院保険金が支払われる入院中、さらに別の成人病となっても成人病入院保険金は重複してはお支払いできません。 ＊1 保険金をお支払いしない日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。 ＊2 1回の入院に対して保険金をお支払いする限度日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。	（医療補償基本特約と同じ）
	成人病手術保険金・成人病放射線治療保険金 成人病（悪性新生物（がん）、糖尿病、心疾患、高血圧性疾患、脳血管疾患）の治療のため、保険期間中に公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料や放射線治療料の算定対象として列挙されている手術＊1や放射線治療＊2を受けられた場合 ▶以下の金額をお支払いします。 ・成人病手術保険金・入院中の手術：疾病入院保険金日額の10倍 ・成人病手術保険金・入院を伴わない手術：疾病入院保険金日額の5倍 ・成人病放射線治療保険金：疾病入院保険金日額の10倍 ＊1 傷の処置、切開術（皮膚、鼓膜）、抜歯等お支払いの対象外の手術やお支払回数に制限がある手術（時期を同じくして2種類以上の手術を受けた場合等）があります。 ＊2 血液照射を除きます。お支払いの対象となる放射線治療を複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回の支払を限度とします。	

※「1回の入院」とは次のいずれかに該当する入院をいいます。

- ・入院を開始してから退院するまでの継続した入院
- ・退院後、その日を含めて180日を経過した日までに再入院した場合で、その再入院が前の入院の原因となった病気やケガ（医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。）によるものであるときは、再入院と前の入院を合わせた入院

【傷害補償】（ご自身の傷害）

国内外でのゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内でゴルフの練習、競技または指導*1中に「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガ*2をした場合に保険金をお支払いします。

- *1 ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。
*2 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急性性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。

保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動（以下「弊社」といいます。）は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。
詳細は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
傷害補償基本特約+ゴルフ中の傷害危険のみ補償特約	死亡保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に 死亡された場合 ▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。	・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ ・保険の対象となる方の故意または 重大な過失 によって生じたケガ ・保険金の受取人の故意または 重大な過失 によって生じたケガ（その方が受け取るべき金額部分） ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ ・無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ ・脳疾患、疾病または心神喪失およびこれらによって生じたケガ ・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ ・外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じたケガ ・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ ・自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの ・パターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツ 等
	後遺障害保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に身体に 後遺障害が生じた場合 ▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。 ※1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
	入院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に 入院された場合 ▶入院保険金日額に入院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日を限度とします。 ※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをさせても入院保険金は重複してはお支払いできません。	
	手術保険金	治療を目的として、 公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1または先進医療*2に該当する所定の手術を受けられた場合 ▶入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限りです。*3 *1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。 *2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限りです。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。）。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動します。）。 *3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。	
	通院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に 通院（往診を含みます。）された場合 ▶通院保険金日額に通院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、お支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度とします。 ※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをさせても通院保険金は重複してはお支払いできません。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位の骨折等のためにギプス等*1を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。 *1 ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するものをいい、頸椎固定用シーネ、頸椎カラー、頸部のコルセット、鎖骨固定帯、胸部固定帯、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーター、テーピングその他着脱が容易なものは除きます。	

【賠償責任に関する補償】（第三者に対する賠償責任）

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
個人賠償責任補償特約+ゴルフ賠償責任補償特約	国内外においてゴルフの練習、競技または指導*1中に他人（キャディを含みません。）にケガ等をさせたり、他人の財物を壊して法律上の損害賠償責任を負う場合 ▶1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。 ※国内での事故（訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）に限り、示談交渉は原則として弊社が行います。 ※弊社との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、弊社は相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 *1 ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。	・ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・借りた財物を壊したことによる、その持ち主に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・航空機、船舶、車両*1または銃器（空気銃を除きます。）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・パターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツ 等 *1 ゴルフ場構内におけるゴルフ・カートを除きますが、運転するゴルフ・カート自体の損壊等は補償の対象となりません。

【財産に関する補償】（ゴルフ用品の損害）

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
携行品特約+ゴルフ用品補償特約	国内外でのゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で、保険の対象となる方が所有するゴルフ用品に次の損害が生じた場合 ●ゴルフ用品の盗難（ただし、ゴルフボールの盗難については、他のゴルフ用品と同時に生じた場合に限りします。） ●ゴルフクラブの破損、曲損*1 ▶損害額（修理費）から免責金額（自己負担額）を差し引いた額を、保険期間を通じて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。ただし、損害額は時価額*2を限度とします。 ※ゴルフ用品とは、ゴルフクラブ、ゴルフボール、ゴルフシューズ、ゴルフバッグ、ゴルフウェア等ゴルフ用に設計された物のほか、被服類ならびにそれらを収容するバッグ類をいいます。ただし、時計、宝石、貴金属、財布、ハンドバッグ等の携行品は含みません。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 *1 破損、曲損が生じたゴルフクラブの損害に限りします。 *2 同じものを新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗分を控除して算出した金額をいいます。	・ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の故意または重大な過失によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為による損害 ・無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害 ・差し押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ・保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害 ・自然の消耗またはさび・かび等による損害 ・すり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち等の単なる外観上の損傷であってその保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 ・保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ・電氣的または機械的事故に起因する損害 ・保険の対象の置き忘れまたは紛失（置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。）に起因する損害 ・ゴルフボールのみの盗難による損害 等

【費用に関する補償】 団体ゴルファー保険（ホールインワン・アルバトロス費用）：前記「オプション2・ホールインワン」と同じ

このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

ライフサポート保険シニア「団体がんコース」

引受保険会社：損害保険ジャパン日本興亜株式会社

【団体がん保険】引受保険会社：損害保険ジャパン日本興亜株式会社

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。

【加入者で本人以外の被保険者（保険の対象となる方。以下同様とします。）にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

この保険のあらまし（契約概要のご説明）

- 商品の仕組み：この商品は団体総合保険普通保険約款に医療保険基本特約、がん保険特約等をセットしたものです。
- 保険契約者：富士電機株式会社
- 保険期間：平成 29 年 4 月 1 日午後 4 時から 1 年間となります。
- 申込締切日：平成 29 年 2 月 28 日（火）
- 引受条件（保険金額等）、保険料、保険料払込方法等：引受条件（保険金額等）、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。

- 加入対象者：富士電機株式会社およびその子会社・関連会社の退職者
- 被保険者：退職者またはご家族（配偶者・子供・両親・兄弟姉妹および同居の親族）を被保険者としてご加入いただけます。（新規加入の場合、満 69 歳（継続加入の場合は満 79 歳）までの方が対象となります。）
- お支払方法：平成 29 年 6 月 27 日（火）に口座振替を行います。（年払）
- お手続方法：下表のとおり必要書類にご記入のうえ、ご加入窓口の富士オフィス&ライフサービス(株)保険担当までご送付ください

ご加入対象者		お手続方法
新規加入者の皆さま		添付の「加入依頼書」および「告知書」に必要事項をご記入のうえ、ご提出いただけます。
既加入者の皆さま	前年と同等条件のプラン（送付した加入依頼書に打ち出しのプラン）で継続加入を行う場合	書類のご提出は不要です。
	ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合	前年と条件を変更する旨を記載した「加入依頼書」および「告知書」※をご提出いただけます。 ※告知書は、保険金額の増額等、補償を拡大して継続される場合のみご提出が必要です。
	継続加入を行わない場合	継続加入を行わない旨を記載した「加入依頼書」をご提出いただけます。

- 中途加入：保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。その場合の保険期間は、毎月 25 日までの受付分は受付日の翌月 1 日（25 日過ぎの受付分は翌々月 1 日）から平成 30 年 4 月 1 日午後 4 時までとなります。
保険料につきましては、お振込みいただきますが、別途ご案内させていただきます。
- 中途脱退：この保険から脱退（解約）される場合は、ご加入窓口の富士オフィス&ライフサービス(株)保険担当までご連絡ください。
- 団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が 10 名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
- 満期返れい金・契約者配当金：この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

【がん保険特約】

- 被保険者が、責任開始日以降の保険期間中にがんと診断確定され、その直接の結果として、入院を開始した場合、手術を受けた場合、外来治療を開始された場合等に保険金をお支払いします。
- ご加入初年度の保険期間の開始日からその日を含めて 91 日目（責任開始日）以降に該当した支払事由が保険金お支払いの対象となります。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
がん診断保険金	責任開始日以降の保険期間中に初めてがんと診断確定された場合、またはがんと診断確定されその治療を直接の目的として入院を開始された場合、がん診断保険金額をお支払いします。なお、2 回目以降のがん診断保険金のお支払いは、保険金の支払事由に該当した最終の日からその日を含めて 2 年以内に該当した支払事由については、保険金をお支払いしませんが、保険金の支払事由に該当した最終の日からその日を含めて 2 年を経過した日の翌日にがんの治療を直接の目的として継続して入院中の場合は、保険金をお支払いします。	①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為（※）を除きます。） ③核燃料物質（使用済燃料を含みます。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性 ④上記以外の放射線照射または放射能汚染 ⑤がん以外での入院、手術、通院 など （※）「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。
がん入院保険金	責任開始日以降の保険期間中にがんと診断確定され、その直接の結果として入院を開始した場合、入院した日数に対し、入院 1 日につきがん入院保険金日額をお支払いします。 がん入院保険金の額 = がん入院保険金日額 × 入院した日数	
がん手術保険金	責任開始日以降の保険期間中にがんと診断確定され、がんの治療のために病院または診療所において以下①から③までのいずれかの手術（※1）を受けた場合、がん手術保険金をお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ②先進医療に該当する手術（※2） ③放射線治療に該当する診療行為	

〈次ページに続きます。〉

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
がん 手術保険金 (続き)	<入院中に受けた手術の場合>がん手術保険金の額＝がん入院保険金日額 × 10 (倍) <外来で受けた手術の場合>がん手術保険金の額＝がん入院保険金日額 × 5 (倍) (※1) 以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手 的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術、鼻焼灼術、美容整形上の手術、 疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査のための手術 など (※2) 先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患 部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎりません。 がん手術保険金は、手術を受けられることにお支払いしますが、手術の種類によっては、 お支払いする回数・保険金の額に以下(1)から(5)までの制限があります。 (1) 時期を同じくして2種類以上の手術を受けた場合、がん手術保険金の額の最も 高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。 (2) 同一の手術(同一の先進医療に該当する手術を含みます。)を2回以上受けた場 合で、それらの手術が一連の手術(※1)に該当するときは、同一手術期間(※2) に受けた一連の手術(※1)については、がん手術保険金の額の最も高いいずれ か1つの手術についてのみお支払いします。 (※1) 一連の手術とは、医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、一 連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものと して定められている手術をいいます。 (※2) 同一手術期間とは、一連の手術のうち最初に手術を受けた日からその日を含め て60日間をいいます。また、同一手術期間経過後に一連の手術を受けた場合 は、直前の同一手術期間経過後最初にその手術を受けた日からその日を含めて 60日間を新たな同一手術期間とします。 (3) 医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、手術料が1日につき 算定されるものとして定められている手術を受けた場合は、その手術を受けた1 日目についてのみお支払いします。 (4) 放射線治療を2回以上受けた場合は、施術の開始日から60日の間に1回のお 支払いを限度とします。 (5) 乳房再建術については、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表の手術料 算定対象として列挙されている診療行為に該当しない場合であっても、がん手術 保険金をお支払いします。ただし、その場合は、1回の入院につき1乳房に対 して1回のお支払いを限度とします。	<前ページより続きます。>
がん 外来治療保険金	責任開始日以降の保険期間中にがんと診断確定され、その直接の結果として外来治療 を開始した場合、45日を限度として、外来治療を受けた日数に対し、1日につきが ん外来治療保険金日額をお支払いします。 なお、がん入院保険金をお支払いするべき期間中に外来治療を受けた場合は、がん入 院保険金日額またはがん外来治療保険金日額のいずれか高い額をお支払いします。 がん外来治療保険金の額 = がん外来治療保険金日額 × 外来治療を受けた日数	
【その他の特約】 先進医療等 費用保険金(※)	保険期間中に傷害または疾病を被り、被保険者が日本国内で先進医療等(※1)を受け たことにより負担した先進医療(※2)の技術料や臓器移植に要する費用等を先進医療 等費用保険金額を限度にお支払いします。 (※1) 先進医療および臓器移植術をいいます。 (※2) 病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が 厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医 療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。 詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。 (http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html)	①故意または重大な過失②戦争、外国の武 力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核 燃料物質等によるもの③自殺行為、犯罪行 為または闘争行為④麻薬、大麻、あへん、 覚せい剤等の使用(治療を目的として医師 が用いた場合を除きます。)、⑤頸(けい)部 症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等 で医学的他覚所見のないもの⑥無資格運転、 酒気を帯びた状態での運転による事故⑦地 震、噴火またはこれらによる津波⑧妊娠、 出産⑨ピッケル等の登山用具を使用する山 岳登山、ロッククライミング(フリークラ イミングを含みます。)、航空機操縦(職務 として操縦する場合を除きます。)、ハング ライダー搭乗等の危険な運動を行っている 間の事故⑩自動車、原動機付自転車等によ る競技、競争、興行(これらに準ずるもの および練習を含みます。))の間の事故 など

(注) 初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払
いします。

①このご契約のお支払条件により算出された保険金の額

②被保険者ががんと診断確定された時のご契約のお支払条件により算出された保険金の額

ライフサポート保険シニア「団体がんコース」

引受保険会社：損害保険ジャパン日本興亜株式会社

弁護士費用補償（弁護士費用総合補償特約）

保険金の種類

弁護士費用（※）

法律相談費用保険金

+

弁護士委任費用保険金

日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象

保険金をお支払いする主な場合

被保険者が、保険期間中の原因事故によって発生した以下①から⑤までのいずれかに該当するトラブル^(※1)について、弁護士への法律相談または委任を行った場合は、それによって、事前に損保ジャパン日本興亜の同意を得て、保険期間中に法律相談費用または弁護士委任費用を負担することにより被った損害に対して、法律相談費用保険金または弁護士委任費用保険金をお支払いします。ただし、以下①・②・⑤のトラブルの場合は、被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子が被った原因事故に関するトラブルについても対象となります。なお、①・⑤のトラブルに該当する場合において、補償の対象となる原因事故によって被保険者が死亡したときは、保険金を請求する権利を有するのは法定相続人となります。

① 被害事故に関するトラブル

ケガを負わされた、財物を壊された、盗難または詐欺にあった等^(※2)の被害を被ったことによるトラブルをいいます。

② 借地または借家に関するトラブル

賃借している土地、建物に関する地代、賃料、敷金、礼金、契約期間等の賃貸借契約における地主または家主とのトラブルをいいます。ただし、被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子からの不当な申立てによる賃貸借契約の条件交渉（賃貸借契約の更新に際しての条件交渉を含みます。）に関するトラブルを含みません。

③ 離婚調停に関するトラブル

被保険者または配偶者が婚姻関係を解消するための調停等のトラブルをいいます。ただし、被保険者本人が負担した、調停等に要した費用のみ対象となります。なお、内縁関係の解消および協議離婚によるものを含みません。
(注1) 原因事故が初年度契約の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過する日までの間に発生した場合は、保険金をお支払いしません。
(注2) 保険金の請求は、調停等を申し立てた時以降にかぎり可能となります。

④ 遺産分割調停に関するトラブル

被保険者その他の相続人との間の遺産分割または遺留分の減殺請求^(※3)における調停等のトラブルをいいます。ただし、被保険者本人が負担した、調停等に要した費用のみ対象となります。なお、相続放棄、限定承認、遺産分割協議書の作成および不動産の名義変更に関する費用を含みません。
(注) 保険金の請求は、調停等を申し立てた時以降にかぎり可能となります。

⑤ 人格権侵害に関するトラブル

不当な身体の拘束による自由の侵害、名誉き損、プライバシーの侵害、痴漢、ストーカー行為、いじめまたは嫌がらせにより、精神的苦痛を被ったことに関するトラブルをいいます。
(注1) 警察等の公的機関または学校等の相談窓口等への届出等をし、その事実を客観的に証明できるトラブルにかぎりあります。
(注2) 原因事故が初年度契約の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過する日までの間に発生したことによるトラブルに対しては、保険金をお支払いしません。

保険金種類	お支払いする保険金の額
法律相談費用保険金	法律相談 ^(※4) の対価として弁護士に支払われるべき、事前に損保ジャパン日本興亜の同意を得た費用を負担することにより被った損害に対し、法律相談費用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、法律相談費用の保険金額を限度とします。 法律相談費用保険金の額 = 損害の額 - 自己負担額 1,000円
弁護士委任費用保険金	弁護士委任 ^(※4) によりトラブルを解決するために要する、事前に損保ジャパン日本興亜の同意を得た着手金、報酬金、手数料、訴訟費用および諸経費 ^(※5) を負担することにより被った損害に対し、弁護士委任費用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、弁護士委任費用の保険金額を限度とします。なお、顧問料および日当は、対象となりません。 弁護士委任費用保険金の額 = 損害の額 × (100% - 自己負担割合10%)

(注) 初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、以下①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。
①被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子に原因事故が発生した時のお支払条件により算出した保険金の額
②保険金請求権者が行った最初の法律相談または弁護士委任のうちいずれか早い時のお支払条件により算出した保険金の額
(※1) 日本の国内法に基づき解決するトラブルにかぎりあります。
(※2) 財物の盗難または詐欺にあったこと等による被害の場合は、警察への届出を行ったものにかぎりあります。
(※3) 遺留分の減殺請求とは、被保険者の遺留分の侵害に関する返還請求をいいます。
(※4) 同一のトラブルに起因して行われた一連の法律相談または弁護士委任は、法律相談もしくは弁護士委任の回数または当事者の人数等にかかわらず、それぞれ1つの法律相談または弁護士委任とみなし、保険金が支払われる最初の法律相談または弁護士委任が行われた時に一連の法律相談および弁護士委任が行われたものとみなし、保険金の限度額を適用します。
(※5) 諸経費とは、弁護士が、依頼者に対して着手金および報酬金等とは別に請求する郵便切手代、収入印紙代、謄写料、交通費、通信費、宿泊費、調査費用およびその他委任事務処理に要する費用をいいます。ただし、保証金、保管料、供託金およびこれらに類する費用を含みません。

【全トラブルに共通の事由】

①故意、重大な過失または契約違反
②自殺行為^(※)、犯罪行為または闘争行為
③麻薬、大麻、あへん、覚せい剤またはシンナー等の使用
④戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等によるもの
⑤地震、噴火またはこれらによる津波
⑥国または公共団体の強制執行または即時強制
⑦財物の欠陥、自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、ねずみ食い、虫食い等。ただし、これにより身体の障害または他の財物の損壊が発生している場合は除きます。
⑧被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子の職務遂行に関するトラブルおよび職場におけるいじめもしくは嫌がらせによる精神的苦痛に関するトラブル
⑨主として被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子の職務のために使用される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する事由
⑩債務整理および金銭消費貸借契約に関するトラブル（過払金の返還請求に関するトラブルを含みます。）。ただし、詐欺による被害事故に関するトラブルを除きます。
⑪保険契約または共済契約に関する事由。ただし、相続財産としての保険契約または共済契約の遺産分割調停に関するトラブルを除きます。 など
(※) この保険契約で保険金の支払対象となるトラブルの原因事故によって自殺し、かつ、支払条件を満たすことが明らかな場合を除きます。

【各トラブル固有の事由】

左記①に該当する場合

⑫被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子が被った自動車または原動機付自転車の所有、使用もしくは搭乗または管理に起因して発生したトラブル
⑬医師等が行う診察、診療、検査、診断、治療、看護または疾病の予防
⑭あんま、マッサージ、指圧、鍼、灸または柔道整復等
⑮薬剤師等による医薬品等の調剤、調整、鑑定、販売、授与またはこれらの指示
⑯身体の美容または整形

左記①・②・⑤に該当する場合

⑰被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子とその親族との間で発生した事由

左記①・⑤に該当する場合

⑱環境汚染
⑲環境ホルモン、石綿またはこれと同種の有害な特性に起因する事由
⑳騒音、振動、悪臭、日照不足等
㉑電磁波障害

左記③に該当する場合

㉒被保険者の行為に起因して発生したことが明らかに認められる離婚調停に関するトラブル

(※) 補償内容が同様のご契約（※1）が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください（※2）。

(※1) 傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(※2) 1 契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

用語のご説明

用語	用語の定義												
がん	「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003 年版）準拠」に定められた分類項目中、所定の悪性新生物をいいます。詳細につきましては、損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。												
がんと診断確定された時	医師または歯科医師 ^(※) が、病理組織学的所見（剖検や生検）、細胞学的所見、理学的所見（X線や内視鏡等）、臨床学的所見および手術所見の全部またはいずれかによってがんと診断確定した時をいいます。 (※) 被保険者が医師または歯科医師である場合は、被保険者以外の医師または歯科医師をいいます。												
責任開始日	ご加入初年度の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過した日の翌日をいいます。												
外来治療	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。												
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。ただし、美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査等による入院は除きます。												
先進医療	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。(http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryō/kikan.html)												
放射線治療	次の①または②のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為 ^(※) 。ただし、血液照射を除きます。 ② 先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為 (※) 歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。												
乳房再建術	がんの治療を直接の目的とした乳房の切除術により喪失された乳房の形態を皮膚弁 ^(※) または人工物を用いて正常に近い形態に戻すことを目的とする手術をいいます。乳頭または乳輪を対象とする手術は、乳房再建術には含みません。 (※) 皮膚弁 皮膚の欠損部を被覆するための植皮術は含みません。												
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。												
原因事故	法律相談または弁護士委任に至るトラブルの原因となった偶然な事故または事由をいいます。 原因事故の発生の際は、それぞれのトラブルごとに以下の時をいいます。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>トラブルの種類</th><th>原因事故の発生の時</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 被害事故に関するトラブル</td><td>被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子が被害を被った時</td></tr> <tr> <td>2. 借地または借家に関するトラブル</td><td>被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子が賃借人となる賃貸借契約における地代・賃料・敷金等に関する事由が発生した時（通知を受けることによってトラブルの発生を知った時は、初めてその通知を受領した時）</td></tr> <tr> <td>3. 離婚調停に関するトラブル</td><td>被保険者が配偶者に離婚の意思を伝えた時または配偶者からその意思を伝えられた時</td></tr> <tr> <td>4. 遺産分割調停に関するトラブル</td><td>被保険者の被相続人が死亡した時</td></tr> <tr> <td>5. 人格権侵害に関するトラブル</td><td>被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子が精神的苦痛を初めて被った時</td></tr> </tbody> </table>	トラブルの種類	原因事故の発生の時	1. 被害事故に関するトラブル	被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子が被害を被った時	2. 借地または借家に関するトラブル	被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子が賃借人となる賃貸借契約における地代・賃料・敷金等に関する事由が発生した時（通知を受けることによってトラブルの発生を知った時は、初めてその通知を受領した時）	3. 離婚調停に関するトラブル	被保険者が配偶者に離婚の意思を伝えた時または配偶者からその意思を伝えられた時	4. 遺産分割調停に関するトラブル	被保険者の被相続人が死亡した時	5. 人格権侵害に関するトラブル	被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子が精神的苦痛を初めて被った時
トラブルの種類	原因事故の発生の時												
1. 被害事故に関するトラブル	被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子が被害を被った時												
2. 借地または借家に関するトラブル	被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子が賃借人となる賃貸借契約における地代・賃料・敷金等に関する事由が発生した時（通知を受けることによってトラブルの発生を知った時は、初めてその通知を受領した時）												
3. 離婚調停に関するトラブル	被保険者が配偶者に離婚の意思を伝えた時または配偶者からその意思を伝えられた時												
4. 遺産分割調停に関するトラブル	被保険者の被相続人が死亡した時												
5. 人格権侵害に関するトラブル	被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子が精神的苦痛を初めて被った時												
財物	被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子が所有、使用または管理する財産的価値を有する有体物（通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手その他これらに準ずるものを含みます。）をいい、データ、ソフトウェア、プログラム等の無体物のほか、著作権、特許権、商号権、漁業権、営業権、鉱業権その他これらに類する権利等の財産権を含みません。												
調停等	調停、審判、抗告または訴訟をいいます。ただし、日本国内で申し立てられた、または提起された場合にかぎりります。												
財物の損壊	財物の滅失、汚損または損傷をいいます。												
被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子	被保険者との続柄は、原因事故発生時におけるものをいいます。												
弁護士	弁護士法（昭和24年法律第205号）の規定により、日本弁護士連合会に備えた弁護士名簿に登録された者をいいます。なお、被保険者が弁護士の場合は、被保険者以外の弁護士をいいます。												
法律相談	弁護士法（昭和24年法律第205号）第3条（弁護士の職務）に規定する「その他一般の法律事務」に基づく法律相談をいいます。ただし、口頭による鑑定、電話による相談またはこれらに付随する手紙等の書面の作成もしくは連絡等を含みます。												
保険金請求権者	弁護士費用補償においては、トラブルの当事者である被保険者をいいます。ただし、被害事故に関するトラブルまたは人格権侵害に関するトラブルにおける原因事故によって被保険者が死亡した場合は、その法定相続人として、法律上の損害賠償請求に関する法律相談または弁護士委任を行う者を含みます。												
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。												
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。												

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）

1. クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2. ご加入時における注意事項（告知義務等）

- ご加入の際は、被保険者の生年月日（満年齢）、性別等、加入依頼書・告知書の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
- 加入依頼書・告知書にご記入いただく内容は、損保ジャパン日本興亜が公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
- ご契約者または被保険者には、告知事項（※）について、事実を正確にご回答いただく義務（告知義務）があります。
- （※）「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書・告知書の記載事項とすることによって損保ジャパン日本興亜が告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。
 <告知事項>この保険における告知事項は、次のとおりです。
 - ★被保険者の過去の傷病歴、現在の健康状態
 - ★他の保険契約等（※）の加入状況
- （※）「他の保険契約等」とは、医療保険、がん保険、傷害保険、各種商品の入院特約等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の損害保険のご契約または共済契約をいいます。
- *口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
- *告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- *損保ジャパン日本興亜または取扱代理店は告知受領権を有しています。
- ご加入初年度の保険期間の開始時（※）からその日を含めて1年以内に過去の傷病歴、現在の健康状態等について損保ジャパン日本興亜に告知していただいた内容が不正確であることが判明した場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除になることがあります。また、ご加入初年度の保険期間の開始時（※）からその日を含めて1年を経過していても、ご加入初年度の保険期間の開始時（※）からその日を含めて1年以内に「保険金の支払事由」が発生していた場合は、ご契約が解除になることがあります。
- （※）保険金額の増額等補償を拡大した場合はその補償を拡大した時をいいます。
- 「告知義務違反」によりご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、保険金をお支払いできません。ただし、「保険金の支払事由」と「解除原因となった事実」に因果関係がない場合は、保険金をお支払いします。
- 次の場合にも、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、ご加入初年度の保険期間の開始時からの経過年数は問いません。
 - ・ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約した場合
 - ・ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって損保ジャパン日本興亜が契約した場合
- ご契約のお引受けについて、告知していただいた内容により、下記①から②までのいずれかの取扱いとなります。
 - ①特別な条件を付けずにご加入いただけます。
 - ②今回はご加入いただけません。
- ご加入後や保険金のご請求の際に、告知内容について確認することがあります。
- 継続加入の場合において、保険金額の増額等補償を拡大するときも、過去の傷病歴、現在の健康状態等について告知していただく必要があります。この場合において、事実を告知されなかったとき、または事実と異なることを告知されたときは、補償を拡大した部分について、解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- ご加入初年度の保険期間の開始日からその日を含めて90日以内にがんと診断確定されていた場合は、被保険者がその事実を知っているまたは知らないにかかわらず、がん保険特約、がん診断保険金支払特約、がん外来治療保険金支払特約は無効（これらの特約のすべての効力が、ご加入時から生じなかったものとして取り扱うことをいいます。）となります。この場合において、告知前にご契約者または被保険者がその事実を知っていたときは、すでにお支払いいただいた保険料を返還しません。

3. ご加入後における留意事項

- 加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。
- 団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。
 <被保険者による解除請求（被保険者離脱制度）について>
 被保険者は、この保険契約（その被保険者に係る部分にかぎります。）を解除することを求めることができます。お手続き方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- 保険金の請求状況や被保険者（保険の対象となる方）のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
 <重大事由による解除等>
- 保険金を支払わせる目的で損害等を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

4. 責任開始期

- 保険責任は保険期間初日の午後4時に始まります。
 がん保険特約、がん診断保険金支払特約、がん外来治療保険金支払特約等については、ご加入初年度の保険期間の開始日（中途加入の場合は中途加入日）からその日を含めて90日を経過した日の翌日に責任開始期が始まります。
 *中途加入の場合は、毎月25日までの受付分は受付日の翌月1日（25日過ぎの受付分は翌々月1日）に保険責任が始まります。
- がんと診断確定された時が、ご加入初年度の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過するより前である場合は、保険金をお支払いできません。

〔弁護士費用総合補償特約〕

- ご加入初年度の保険期間の開始時（中途加入の場合は中途加入時）より前に、原因事故が発生していた場合または保険金請求権者が原因事故の発生するおそれが生じたことを知っていた場合等は、保険金をお支払いできません。
- 離婚調停に関するトラブルおよび人格権侵害に関するトラブルについては、ご加入初年度の保険期間の開始日（中途加入の場合は中途加入日）からその日を含めて90日を経過する日の翌日から保険責任が始まります。

5. 事故がおきた場合の取扱い

- 保険金支払事由に該当した場合は、ただちに損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までご通知ください。がんと診断確定された日、入院を開始した日、手術を受けた日あるいは外来治療を開始した日からその日を含めて 30 日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 被保険者が法律相談および弁護士委任をおこなわれる場合は、所定の事項について、事前に損保ジャパン日本興亜に書面でご通知ください。事前に損保ジャパン日本興亜の承認を得ることなく法律相談および弁護士委任をおこなった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
なお、被害事故に関するトラブルまたは人格権侵害に関するトラブルに該当する場合において、補償の対象となる原因事故によって被保険者が死亡されたときは、保険金を請求する権利を有するのは法定相続人となります。
- 被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパン日本興亜にご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパン日本興亜の承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパン日本興亜が求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、疾病状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書、紛争状況申告書、原因事故の内容を確認できる客観的書類 など
③	傷害または疾病の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書（写）、死体検案書（写）、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券（写）、運転免許証（写）、レントゲン（写）、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など ②法律相談費用または弁護士委任費用を負担した場合 法律相談または弁護士委任それぞれの発生日時、所要時間および事案の内容を確認できる客観的書類、法律相談費用または弁護士委任費用それぞれの金額を確認できる客観的書類、弁護士委任契約書、裁判所の受領印が押印された調停等に関する申立書または訴状の写し、調停調書・和解調書・審判書・示談書または判決書その他これに代わるべき書類 など
④	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書（写）、保証書 など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書（※）、判決書（写）、調停調書（写）、和解調書（写）、相手の方からの領収書、承諾書 など
⑦	損保ジャパン日本興亜が支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

（※）保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。

（注1）保険金支払事由の内容・程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

（注2）被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン日本興亜所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

- 上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて 30 日以内に、損保ジャパン日本興亜が保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパン日本興亜は確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- 病気やケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン日本興亜・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

6. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退（解約）される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。脱退（解約）に際しては、加入時の条件により、ご加入の保険期間のうち未経過であった期間（保険期間のうちいまだ過ぎていない期間）の保険料を返れいする場合があります。

8. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の9割までが補償されます。

ライフサポート保険シニア「団体がんコース」

引受保険会社：損害保険ジャパン日本興亜株式会社

9. 個人情報の取扱いについて

- 保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパン日本興亜に提供します。
 - 損保ジャパン日本興亜は、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパン日本興亜の取り扱い商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト（<http://www.sjnk.co.jp/>）に掲載の個人情報保護宣言をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパン日本興亜営業店までお問い合わせ願います。
- 申込人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

【ご加入内容確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。

なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

- ☐ 補償の内容（保険金の種類）、セットされる特約
- ☐ 保険金額
- ☐ 保険期間
- ☐ 保険料、保険料払込方法
- ☐ 満期返れい金・契約者配当金がないこと

もう一度
ご確認ください。



2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。内容をよくご確認ください（告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください）。

- ☐ 被保険者の「生年月日」（または「満年齢」）、「性別」は正しいですか。
- ☐ パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。
- ☐ 以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

【補償重複についての注意事項】

補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

3. お客さまにとって重要な事項（契約概要・注意喚起情報の記載事項）をご確認いただきましたか。

- ☐ 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

※ 加入依頼書のお客さま（控）については、お手数ですがコピーをお取りいただき大切に保管してください。

問い合わせ先（保険会社等の相談・苦情・連絡窓口）

- 取扱代理店 富士オフィス&ライフサービス株式会社 保険事業部 東京営業部
〒141-0032 東京都品川区大崎 1-11-2（ゲートシティ大崎イーストタワー）
TEL 03-5435-7314 FAX 03-5435-7503（受付時間：平日／午前9時から午後5時30分まで。）

- 引受保険会社 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 企業営業第四部第一課 担当：池田・山崎
〒103-8255 東京都中央区日本橋 2-2-10
TEL 03-3231-4140 FAX 03-3231-9893（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）

- 指定紛争解決機関
損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパン日本興亜との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。
一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター（ナビダイヤル） 0570-022808（通話料有料）
IP電話からは 03-4332-5241 をご利用ください。
受付時間 ◆平日の午前9時15分から午後5時まで（土・日・祝日・年末年始は、お休みさせていただきます。）
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<http://www.sonpo.or.jp/>）

- 事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン日本興亜、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。

「事故サポートセンター」 [取扱代理店のフリーダイヤル]
0120-727-110（受付時間：24時間365日） 0120-501-450 富士オフィス&ライフサービス株式会社

- 富士オフィス&ライフサービス㈱は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。
したがって、富士オフィス&ライフサービス㈱とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。
- このパンフレットは、概要を説明したものです。詳しい内容については、富士オフィス&ライフサービス㈱または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- 加入者証は大切に保管してください。加入者証は5月下旬にお送りする予定です。お手元に届かない場合は、富士オフィス&ライフサービス㈱または損保ジャパン日本興亜までご照会ください。

不動産に関することなら、是非、

FOLSにご相談下さい!!

FOLSの仲介

物件のご売却又はご購入の方

売買仲介手数料 **20%**引き



ご売却時には、
無料査定→購入者探し→契約・引渡しまでお手伝い致します

ご購入時には、
物件探し→内覧→契約・引渡しまでお手伝い致します

全てをトータルサポートさせて頂きます

※先に他の販売業者に連絡をしてしまうと、上記割引が受けられなくなる場合がございますので
まずは当社にご連絡下さい。

FOLSのコンサルティング

土地活用・不動産相続・資産運用

不動産に関する難しいお悩みも
専門業者・税理士と連携してご相談承ります。



不動産に関する情報は

FOLSの不動産情報サイト『生活イエローページ』から!!

生活イエローページでは各種割引特典等のお得な情報や
不動産の物件情報をご提供しております。
是非ご覧ください。

<http://www.fujilelectric.co.jp/fols/estate/>
【ユーザー名: fuji・パスワード: fe】



各種相談については、お電話でも受付けております。

お気軽にお問い合わせ下さい **TEL 03-5435-7315**

担当 五嶋(ごしま)・今泉

福祉用具に関するご案内

福祉用具のことなら、
何でもご相談ください。

富士電機グループの富士オフィス&ライフサービス㈱「ひまわり館」は、福祉用具の専門集団として、介護が必要な方への自立支援、介護される方の負担の軽減に役立つ福祉用具のご提案をまいります。

埼玉県

■ 吹上営業所



所在地 鴻巣市南 1-8-8
TEL (048) 548-0231
FAX (048) 548-0128
営業時間 午前 9:00～午後 6:00
定休日 日・祝日

■ 深谷店



所在地 深谷市上柴町西 3-7-6
TEL (048) 501-7941
FAX (048) 501-7942
営業時間 午前 9:00～午後 6:00
定休日 日・祝日

■ 加須店



所在地 加須市不動岡 1-5-40
TEL (0480) 63-1581
FAX (0480) 62-8870
営業時間 午前 9:00～午後 6:00
定休日 日・祝日

栃木県

■ 大田原営業所



所在地 大田原市紫塚 3-2609-1
TEL (0287) 24-6301
FAX (0287) 24-6305
営業時間 午前 9:00～午後 6:00
定休日 日・祝日

■ 宇都宮営業所



所在地 宇都宮市中岡本町 4125
TEL (028) 671-8230
FAX (028) 671-8240
営業時間 午前 9:00～午後 6:00
定休日 土・日・祝日

■ 栃木西営業所



所在地 日光市並木町 3-3
TEL (0288) 30-7533
FAX (0288) 30-7588
営業時間 午前 9:00～午後 6:00
定休日 土・日・祝日

長野県

■ 松本店



所在地 松本市筑摩 4-20-17
TEL (0263) 24-2899
FAX (0263) 50-8825
営業時間 午前 9:00～午後 6:00
定休日 土・日・祝日

東京都

■ 多摩店



所在地 日野市富士町一番地
TEL (042) 585-6020
FAX (042) 587-4950
営業時間 午前 9:00～午後 6:00
定休日 土・日・祝日

主なサービス内容

介護保険指定サービス事業所

- ☐ 福祉用具のレンタル・販売
- ☐ 住宅改修工事

- 介護保険レンタル対象福祉用具を複数展示。(電動ベッド他)
- 電動カートの試乗もできます。
- 専門の担当員が、福祉用具を使用する住宅環境をご提案。

ひまわり館の介護保険サービス

福祉用具のレンタル

介護保険の要介護認定を受けている方は、個人負担 1 割（原則）の費用でレンタルできます。（給付限度額の範囲で利用できます。指定事業者からのレンタルでないと対象となりません。）

【介護保険でのレンタルが適用される用具】

- ①車いす
- ②車いす付属品
- ③特殊寝台
- ④特殊寝台付属品
- ⑤床ずれ防止用具
- ⑥体位変換器
- ⑦手すり
- ⑧スロープ
- ⑨歩行器
- ⑩歩行補助杖
- ⑪認知症老人徘徊感知機器
- ⑫移動用リフト
- ⑬自動排泄処理装置



車いす：NEXT-51B



歩行器：シンフォニー SP



特殊寝台（電動ベッド）
パラマウントベッド
楽匠 Z3 モーション

要介護度によって利用制限があります。
商品の機能や実際のレンタル料金等、詳しくは、
ひまわり館にお問い合わせください。

特定福祉用具の購入

介護保険の要介護認定を受けている方は、個人負担 1 割（原則）の費用で購入できます。
1 年間（4 月～翌 3 月）で 10 万円が限度です。指定事業者からの購入でないと対象となりません。

【介護保険での購入が適用される用具】

- ①腰掛便座
- ②自動排泄処理装置の交換可能部品
- ③入浴補助用具
- ④簡易浴槽
- ⑤移動用リフトの吊り具の部分



腰掛便座（ポータブルトイレ）



入浴補助用具（シャワーチェア）

実際の購入価格や商品の見本等、ひまわり館に
お申し付けください。

住宅改修工事

介護保険の要介護認定を受けている方は、個人負担 1 割（原則）の費用で工事です。
20 万円が限度です。事前申請が必要です。

【介護保険が適用される住宅改修工事】

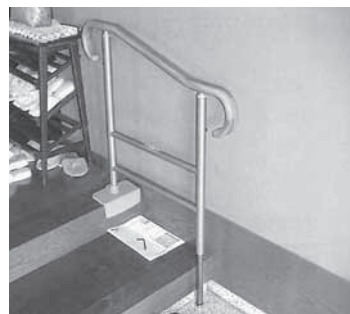
- ①手すりの取り付け
- ②段差や傾斜の解消
- ③滑り止め床材の変更
- ④引き戸への取り替え・新設、扉の撤去
- ⑤洋式便座への取り替え
- ⑥転落防止柵の設置
- ⑦上記改修に付属する工事

住宅改修工事の申請や工事費用等、詳しくは、
ひまわり館に問い合わせください。

工事例 1：屋外手すりとスロープの設置



工事例 2：玄関手すりの設置



年間 1100 件以上の実績（2015 年度）があります。住宅改修工事の当社スタッフまで、お気軽にご相談ください。

福祉用具のひまわり館は埼玉・栃木・長野・東京に 8 店舗展開中

<http://www.fujielectric.co.jp/fols/>

ひまわり館

検索

生活支援に関するご案内

介護サービスのご案内

介護サービスに関するご案内…………… 富士ライフケアネット(株)

暖かい
心

暖かい
手

暖かい
言葉

介護のことなら、何でも、お気軽にご相談ください。

● 通所介護（デイサービス） ●

ご自宅から専用車で送迎。施設では、朝の健康チェックから始まり、入浴、昼食、レクリエーション、おやつ、休息など、一日お仲間とゆったり楽しく過ごしていただけます。また、ご希望に応じて、マシンを使ったパワーリハビリトレーニングをしていただくこともできます。



● 訪問介護サービス ●

ヘルパー・介護福祉士等介護の専門家が、ご利用者のご自宅にお伺いし、親身になって自立をお手伝いします。

<身体介護>

入浴介助・食事介助・移動介助など

<生活支援>

炊事・洗濯・

買い物・掃除

その他日常生活のお手伝い



● 居宅介護支援サービス ●

ケアプランの作成、介護保険の説明、在宅サービス、住宅改修、福祉用具のご案内など、当社のケアマネージャーがご家族と一緒に、ご利用者の生活を支援いたします。



ホームページのご案内

富士ライフケアネット(株)のホームページ <http://www.fujielelectric.co.jp/flcn/>

富士ライフケアネット営業拠点一覧

施設名称	郵便番号	住所	外線
本社事業所	141-0032	東京都品川区大崎 1-11-2 ゲートシティ大崎イーストタワー	03-5435-7320
ピノキオ幼児舎 富士ライフ豊田園	191-0062	東京都日野市多摩平 1-14-97	042-589-6566
多摩あんしん館	191-0062	東京都日野市多摩平 1-14-97	042-584-2941
	191-0062	東京都日野市多摩平 1-14-97	042-585-7053
八王子あんしん館	193-0832	東京都八王子市散田町 3-15-18	042-668-8782
	193-0832	東京都八王子市散田町 3-15-18	042-667-8786
筑摩あんしん館	390-0821	長野県松本市筑摩 4-20-17	0263-24-2841
	390-0821	長野県松本市筑摩 4-20-17	0263-24-2898
	390-0821	長野県松本市筑摩 4-20-17	0263-24-2533
	390-0821	長野県松本市筑摩 4-3-6	0263-24-2825
	390-0821	長野県松本市筑摩 4-3-6	0263-24-2832
玉垣あんしん館	513-8633	三重県鈴鹿市南玉垣町 5520	059-381-5200
	513-8633	三重県鈴鹿市南玉垣町 5520	059-384-8806
	513-8633	三重県鈴鹿市南玉垣町 5520	059-384-8805
鶴見あんしん館	230-0062	神奈川県横浜市鶴見区豊岡町 29-11	045-580-2600

各部門へのお問い合わせについて

保険に関するお問い合わせ



担当部署：保険事業部

裏表紙記載の「営業拠点一覧」から、最寄の保険担当までお問い合わせ下さい。フリーダイヤル 0120 - 501450 でも、お受け致します。
P27 の「各種保険のお申込み方法について」もご覧下さい。

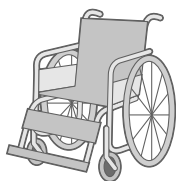
不動産に関するお問い合わせ



担当部署：ビジネスサポート事業部 不動産流通営業部

裏表紙記載の「営業拠点一覧」から、最寄の担当までお問い合わせ下さい。
同封の「連絡票」でもご相談をお受け致します。

福祉用具に関するお問い合わせ



担当部署：オフィスサービス事業部 福祉用具部門

P53 記載の「営業拠点一覧」から、最寄の担当営業所までお問い合わせ願います。同封の「連絡票」でもご相談をお受け致します。

介護に関するお問い合わせ



担当部署：富士ライフケアネット(株)

P55 記載の「営業拠点一覧」から、最寄の担当までお問い合わせ下さい。
同封の「連絡票」でもご相談をお受け致します。

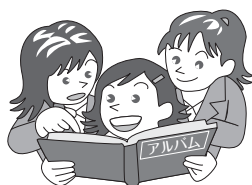
旅行に関するお問い合わせ



担当部署：ビジネスサポート事業部 トラベルサービス部

裏表紙記載の「営業拠点一覧」から、最寄の担当までお問い合わせ下さい。
同封の「連絡票」でもご相談をお受け致します。

印刷物に関するお問い合わせ



担当部署：オフィスサービス事業部 SP 支援部

裏表紙記載の「営業拠点一覧」から、最寄の担当までお問い合わせ下さい。
同封の「連絡票」でもご相談をお受け致します。

MEMO

[illegible]

本社

〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-2
(ゲートシティ大崎イーストタワー)

オフィスサービス部門	TEL.03-5435-7331	FAX.03-5435-7512
不動産部門	TEL.03-5435-7315	FAX.03-5435-7504
トラベル部門	TEL.03-5435-7316/7	FAX.03-5435-7505
保険部門	TEL.03-5435-7314	FAX.03-5435-7503

TOCオフィス

〒141-0032 東京都品川区大崎1-6-1 (TOC大崎ビル)

オフィスサービス部門	TEL.03-5435-7347	FAX.03-5487-2691
人事サービス部門	TEL.03-5437-0687	FAX.03-5437-0686

多摩営業所

〒191-8502 東京都日野市富士町1

オフィスサービス部門	TEL.042-583-7656	FAX.042-581-6760
不動産部門	TEL.042-584-3322	FAX.042-587-4950
トラベル部門	TEL.042-589-2365	FAX.042-587-4950
保険部門	TEL.042-582-0870	FAX.042-582-0912

〒191-0062 東京都日野市多摩平1丁目10-4 清水第一ビル4階

人事サービス部門	TEL.042-585-6472	FAX.042-585-1019
----------	------------------	------------------

川崎営業所

〒210-9530 神奈川県川崎市川崎区田辺新田1-1

オフィスサービス部門	TEL.044-329-2350	FAX.044-329-2364
不動産部門 トラベル部門 保険部門	TEL.044-329-2368	FAX.044-329-2376

吹上営業所

〒369-0192 埼玉県鴻巣市南1-5-45

オフィスサービス部門	TEL.048-547-1178	FAX.048-548-9313
保険部門	TEL.048-548-6367	FAX.048-548-9741

大田原保険課

〒324-8510 栃木県大田原市中田原1043

保険部門	TEL.0287-23-8787	FAX.0287-23-8898
------	------------------	------------------

千葉営業所

〒290-8511 千葉県市原市八幡海岸通7

オフィスサービス部門	TEL.0436-42-8172	FAX.0436-42-8250
不動産部門 トラベル部門 保険部門	TEL.0436-42-8181	FAX.0436-42-8284

松本営業所

〒390-0821 長野県松本市筑摩4-18-1

オフィスサービス部門	TEL.0263-25-5411	FAX.0263-26-0121
不動産部門	TEL.0263-26-5701	FAX.0263-26-8320
トラベル部門	TEL.0263-27-4775	FAX.0263-27-6732
保険部門	TEL.0263-27-6725	FAX.0263-27-6732
人材派遣部門	TEL.0263-27-8913	FAX.0263-26-4889

神戸営業所

〒651-2271 兵庫県神戸市西区高塚台4-1-1

オフィスサービス部門	TEL.078-992-7827	FAX.078-992-9696
保険部門	TEL.078-991-7025	FAX.078-992-5109
人材派遣部門	TEL.078-992-7831	FAX.078-992-5109

三重営業所

〒510-8631 三重県四日市市富士町1-27

オフィスサービス部門	TEL.059-330-1615	FAX.059-330-1485
不動産部門	TEL.059-330-1690	FAX.059-331-0407
保険部門	TEL.059-330-1661	FAX.059-331-0407
人材派遣部門	TEL.059-330-1546	FAX.059-330-1483

〒513-8633 三重県鈴鹿市南玉垣町5520

オフィスサービス部門 不動産部門	TEL.059-383-8187	FAX.059-382-1229
保険部門	TEL.059-382-7556	FAX.059-383-8183

関西営業所

〒530-0011 大阪府大阪市北区大深町3-1 グランフロント大阪タワーB

オフィスサービス部門 トラベル部門	TEL.06-7166-7370	FAX.06-7166-7373
不動産部門 保険部門	TEL.06-7166-7371	FAX.06-7166-7373

中部営業所

〒460-0007 愛知県名古屋市中区新栄1-5-8

オフィスサービス部門	TEL.052-746-3000	FAX.052-249-8758
不動産部門	TEL.052-746-3002	FAX.052-249-8758
保険部門	TEL.052-746-3001	FAX.052-249-8758

九州営業所

〒812-0025 福岡県福岡市博多区店屋町5-18

不動産部門 保険部門	TEL.092-262-7205	FAX.092-262-7265
---------------	------------------	------------------

秩父営業所

〒368-0193 埼玉県秩父郡小鹿野町小鹿野755-1

保険部門	TEL.0494-75-3330	FAX.0494-75-3939
------	------------------	------------------

北海道営業課

〒060-0031 北海道札幌市中央区北一条東2-5-2

保険部門	TEL.011-222-3421	FAX.011-221-8043
------	------------------	------------------

津軽営業課

〒037-0017 青森県五所川原市大字漆川字鍋懸156

保険部門	TEL.0173-38-1131	FAX.0173-38-1240
------	------------------	------------------

東北営業課

〒980-0011 宮城県仙台市青葉区上杉3-3-30

保険部門	TEL.022-225-5358	FAX.022-225-5368
------	------------------	------------------

北陸営業課

〒930-0004 富山県富山市桜橋通り3-1

保険部門	TEL.076-441-5225	FAX.076-441-5877
------	------------------	------------------

中国営業課

〒730-0022 広島県広島市中区銀山町14-18

保険部門	TEL.082-247-4231	FAX.082-247-4237
------	------------------	------------------